

令和 6 年度

人 事 委 員 会 年 報

(業務白書)

岐阜県人事委員会事務局

目 次

第1 組織及び運営

| | |
|---------------------|----|
| 1 人事委員会 | |
| (1) 委員 | 1 |
| (2) 人事委員会の開催状況 | 1 |
| 2 年間事業等の概要 | 5 |
| 3 諸会議等の開催状況 | |
| (1) 全国人事委員会連合会関係 | 8 |
| (2) 東海・北陸人事委員会協議会関係 | 8 |
| (3) その他 | 9 |
| 4 事務局 | |
| (1) 組織 | 11 |
| (2) 分掌事務 | 11 |
| (3) 事務局の職員 | 11 |
| (4) 予算及び決算 | 12 |

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

| | |
|-------------------------|----|
| 1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出 | 13 |
| 2 人事行政に関する統計報告の作成 | 16 |

第3 任用

| | |
|-----------------------|----|
| 1 採用試験 | |
| (1) 試験実施計画 | 17 |
| (2) 募集活動 | 17 |
| (3) 試験の実施状況 | 18 |
| (4) 試験種目 | 18 |
| (5) 名簿からの選択 | 24 |
| 2 昇任試験 | 25 |
| 3 選考による採用 | 26 |
| 4 選考による昇任 | 27 |
| 5 臨時の任用 | 28 |
| 6 職員の派遣 | |
| (1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣 | 29 |
| (2) 公益的法人等への派遣 | 29 |
| (3) 留学費用償還制度 | 29 |

第4 給与

| | |
|-----------------------|----|
| 1 職員給与の実態 | 31 |
| 2 民間給与の実態 | |
| (1) 民間給与の調査 | 33 |
| 3 職員の給与に関する勧告 | |
| (1) 給与勧告の骨子 | 35 |
| (2) 公民較差 | 35 |
| (3) 改定等の内容 | 36 |
| (4) 改定の実施時期等 | 36 |
| (5) 公務運営の改善等についての報告事項 | 36 |

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 4 給与条例の実施 | | |
| (1) 給与条例の改正 | ----- | 37 |
| (2) 給与に関する人事委員会規則の改正 | ----- | 37 |
| (3) 給与に関する通達等の改正等 | ----- | 46 |
| (4) 給与の運用承認 | ----- | 47 |
| 5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施 | | |
| (1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正 | ----- | 48 |
| (2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正 | ----- | 48 |
| (3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正 | ----- | 49 |
| (4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認 | ----- | 49 |
| 6 退職手当条例の実施 | | |
| (1) 退職手当条例の改正 | ----- | 50 |
| (2) 退職手当規則の改正 | ----- | 50 |
| 7 旅費条例の実施 | | |
| (1) 旅費条例の改正 | ----- | 50 |
| (2) 旅費規則の改正 | ----- | 50 |
| (3) 旅費支給の特例承認 | ----- | 50 |
| 第5 服務及び勤務条件 | | |
| 1 職務専念義務の免除 | ----- | 51 |
| 2 営利企業等の従事制限 | ----- | 51 |
| 3 勤務時間、休暇及び休業 | ----- | 51 |
| 第6 公平審査及び苦情処理 | | |
| 1 不利益処分に関する不服申立て、審査請求 | ----- | 52 |
| 2 勤務条件に関する措置要求 | ----- | 52 |
| 3 公務災害補償の審査 | ----- | 52 |
| 4 苦情処理 | ----- | 53 |
| 第7 職員団体 | | |
| 1 管理職員等の範囲 | ----- | 54 |
| 2 職員団体の登録等 | | |
| (1) 登録の処理 | ----- | 54 |
| (2) 法人格の取得等 | ----- | 54 |
| 第8 受託公平委員会事務 | | |
| 1 公平委員会事務の受託 | ----- | 55 |
| 2 公平審査 | ----- | 55 |
| 第9 労働基準監督 | | |
| 1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定 | ----- | 56 |
| 2 労働基準法に基づく職権行使 | ----- | 56 |
| 3 労働安全衛生法に基づく職権行使 | | |
| (1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 | ----- | 56 |
| (2) 特定機械等の設置状況 | ----- | 57 |
| (3) 特定機械等の性能検査の実施状況 | ----- | 57 |
| (4) 検査結果(性能検査) | ----- | 57 |
| 第10 人事委員会規則の制定・改廃状況 | | |
| | | 61 |

凡 例

| | |
|---------------------|--|
| 地 公 法 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号） |
| 教 特 法 | 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） |
| 労 基 法 | 労働基準法（昭和22年法律第49号） |
| 安 衛 法 | 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） |
| 公益的法人等派遣法 | 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号) |
| 法 人 格 付 与 法 | 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和53年6月21日法律第80号) |
| 給 与 条 例 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和32年条例第29号) |
| 退 職 手 当 条 例 | 岐阜県職員退職手当条例（昭和28年条例第41号） |
| 旅 費 条 例 | 岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号） |
| 外 国 等 派 遣 条 例 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例 (昭和63年条例第5号) |
| 公 益 的 法 人 等 派 遣 条 例 | 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年条例第42号) |
| 留 学 費 用 償 還 条 例 | 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例（平成19年条例第44号） |
| 任 用 規 則 | 職員の任用に関する規則（昭和31年人事委員会規則第5号） |
| 給 与 規 則 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 (昭和32年人事委員会規則第6号) |
| 初 任 給 規 則 | 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則 (昭和45年人事委員会規則第3号) |
| 退 職 手 当 規 則 | 岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和38年人事委員会規則第1号） |
| 旅 費 規 則 | 岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和33年人事委員会規則第30号） |
| 公 益 的 法 人 等 派 遣 規 則 | 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則 (平成14年人事委員会規則第1号) |
| 留 学 費 用 償 還 規 則 | 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則 (平成19年人事委員会規則第18号) |

第1 組織及び運営

第1 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 委員

委員は、次表のとおりである。

表1-1 委員名簿

| 職名 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|-----|---------|--------------------|---------|
| 委員長 | 栗山 知 | R 4.11.5～R 8.11.4 | 1期 弁護士 |
| 委員 | 岡本 知彦 | H24.7.5～R 9.10.12 | 4期 会社役員 |
| 委員 | 伊在井 みどり | H29.12.21～R 7.2.28 | 2期 医師 |
| | 佐藤 まゆみ | R 7.3.19～R 7.12.20 | 1期 医師 |

(2) 人事委員会の開催状況

委員会の開催状況は、次表のとおりである。

表1-2 会議の開催日別議案等

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|----------|--|
| 第6回 | R 6.4.5 | 議第31号 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政I・技術I）、資格免許職試験（薬剤師I等）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施について 議第32号 令和6年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験（事務（社会人枠））の実施について 議第33号 令和6年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の実施について 報第10号 代理人解任届等の提出等について |
| 第7回 | R 6.4.22 | 議第34号 不利益処分についての審査請求の受理等について 議第35号 意見書の提出期限の延長について 報第11号 令和5年度の苦情相談の概要について |
| 第8回 | R 6.5.22 | 議第36号 答弁書の提出期限の延長等について 報第12号 代理人選任届の提出等について 報第13号 意見書等の提出等について |
| 第9回 | R 6.6.4 | 議第37号 令和6年度岐阜県警察官採用試験の実施について 議第38号 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政II・技術II）及び資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師AII）の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 報第14号 準備書面の提出等について（令和5年（審）第1号事案） |

| 回数 | 開催日 | 議題等 | |
|------|------------|-------|---|
| 第10回 | R 6. 7. 5 | 議第39号 | 令和6年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験(行政・事務)及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施について |
| | | 議第40号 | 令和6年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| | | 報第15号 | 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況について(令和5年度) |
| | | 報第16号 | 意見書の提出等について(令和5年(措)第1号事案) |
| | | 報第17号 | 答弁書等の提出等について(令和6年(審)第1号事案) |
| | | 報第18号 | 証拠資料調査申出書等の提出等について(令和5年(審)第1号事案) |
| 第11回 | R 6. 7. 24 | 議第41号 | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について |
| | | 議第42号 | 第1回口頭審理の開催について(令和5年(審)第1号事案) |
| | | 議第43号 | 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第44号 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第45号 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第46号 | 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について |
| | | 報第19号 | 準備手続の結果について(令和5年(審)第1号事案) |
| 第12回 | R 6. 8. 7 | 議第47号 | 反論書の提出期限の延長等について(令和6年(審)第1号事案) |
| | | 議第48号 | 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験(行政I・技術I)、資格免許職試験(薬剤師I・保健師I・管理栄養士I・臨床検査技師A I・精神保健福祉士I)及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について |
| | | 議第49号 | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による特定任期付職員の採用の承認について |
| 第13回 | R 6. 8. 26 | 報第20号 | 証人尋問申出書等の提出等について(令和5年(審)第1号事案) |
| | | 報第21号 | 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況について(令和6年度第1四半期) |
| 第14回 | R 6. 9. 6 | 議第50号 | 第1回口頭審理の委任について(令和5年(審)第1号事案) |
| | | 議第51号 | 令和6年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験(事務(社会人枠))の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| | | 報第22号 | 当事者本人尋問申出書に係る尋問事項の提出等について(令和5年(審)第1号事案) |
| 第15回 | R 6. 10. 7 | 議第52号 | 第2回口頭審理の開催について(令和5年(審)第1号事案) |
| | | 議第53号 | 準備手続きの委任について(令和6年(審)第1号事案) |
| | | 議第54号 | 令和6年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について |
| | | 議第55号 | 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験(技術II(2回目))の実施について |
| | | 報第23号 | 反論書等の提出等について(令和6年(審)第1号事案) |

| 回数 | 開催日 | 議題等 | |
|------|-----------|-------|--|
| 第16回 | R 6.11. 5 | 議第56号 | 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第57号 | 令和6年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| 第17回 | R 6.11.26 | 議第58号 | 勤務条件に関する措置要求の受理等について（令和6年（措）第2号） |
| | | 議第59号 | 令和6年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| | | 議第60号 | 令和6年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| 第18回 | R 6.12.10 | 議第61号 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第62号 | 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について |
| | | 議第63号 | 職員に関する条例に対する意見について |
| | | 報第24号 | 特例時間外勤務状況報告（令和5年度）について |
| | | 報第25号 | 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況について（令和6年度第2四半期） |
| 第19回 | R 6.12.19 | 議第64号 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第65号 | 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第66号 | 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 議第67号 | 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（技術II（2回目））の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について |
| | | 議第68号 | 採用試験実施基準の一部改正について |
| | | 議第69号 | 令和7年度岐阜県警察官採用試験の実施について |
| | | 議第70号 | 令和7年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験（生物工学）、職員採用大学卒程度試験（行政II・技術II）及び資格免許職試験（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師AII）の実施について |
| | | 報第26号 | 寒冷地手当の見直しについて（経過報告） |
| 第1回 | R 7. 1.15 | 議第1号 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| | | 報第1号 | 準備書面等の提出等について（令和5年（審）第1号） |
| 第2回 | R 7. 2. 4 | 報第2号 | 準備書面等の提出等について（令和6年（審）第1号） |
| 第3回 | R 7. 2.28 | 議第2号 | 令和5年（措）第1号事案の判定について |
| | | 議第3号 | 職員に関する条例に対する意見について |
| | | 議第4号 | 職員の採用選考について |
| | | 議第5号 | 職員の昇任選考について |
| | | 議第6号 | 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について |

| 回数 | 開催日 | 議題等 |
|-----|-----------|---|
| 第4回 | R 7. 3.11 | 議第7号 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則について 議第8号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議第9号 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則について 議第10号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について 議第11号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 報第3号 時間外勤務及び医師の面接指導実施の状況について（令和6年度第3四半期） |
| 第5回 | R 7. 3.25 | 議第12号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について 議第13号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議第14号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 議第15号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について 議第16号 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議第17号 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議第18号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について 議第19号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について 議第20号 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について 議第21号 職員の昇任選考（異種の職への異動）について 議第22号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について 議第23号 人事委員会事務局職員の任免について |

【開催回数】19回

【議事件数】議案：63件 報告：20件

2 年間事業等の概要

事業等の概要は次のとおりである。

表1-3 年月別事業等の概要

| 年月日 | 事業等の概要 |
|------------|---|
| R 6. 3. 1 | 大学卒程度（行政II・技術II・資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師A II））採用試験の公示及び申込受付（～3.21）、警察官A II採用試験の公示及び申込受付（～4.5） |
| R 6. 4. 1 | 辞令交付 大学卒程度（行政II・技術II・資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師A II））採用試験第1次試験実施（～4.18） |
| R 6. 4. 5 | 第6回人事委員会会議 |
| R 6. 4. 11 | 職種別民間給与実態調査説明会（WEB） |
| R 6. 4. 19 | 大学卒程度（行政I・技術I）、警察行政、資格免許職（薬剤師I・保健師I・管理栄養士I・臨床検査技師A I・精神保健福祉士I）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験の公示及び申込受付（～5.13） 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）の公示 |
| R 6. 4. 22 | 第7回人事委員会会議 職種別民間給与実態調査（～6.14） |
| R 6. 5. 7 | 大学卒程度（行政II・技術II・資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師A II））採用試験第2次試験実施（～5.16） |
| R 6. 5. 8 | 第2回岐阜県議会臨時会 |
| R 6. 5. 9 | 県職員組合・局長会見 短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））の公示及び申込受付（～5.30） |
| R 6. 5. 12 | 警察官A II採用試験第1次試験実施 |
| R 6. 5. 22 | 第8回人事委員会会議 |
| R 6. 5. 28 | 東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長会議地区別会議（愛知県・書面開催） |
| R 6. 6. 4 | 第9回人事委員会会議 |
| R 6. 6. 5 | 警察官A II採用試験第2次試験実施（～6.18） |
| R 6. 6. 7 | 大学卒程度（行政II・技術II・資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師A II））採用試験最終合格者発表 |
| R 6. 6. 12 | 警察官A II（2回目）・B採用試験の公示 |
| R 6. 6. 16 | 大学卒程度（行政I・技術I）、警察行政、資格免許職（薬剤師I・保健師I・管理栄養士I・臨床検査技師A I・精神保健福祉士I）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第1次試験実施 |
| R 6. 6. 18 | 第3回岐阜県議会定例会（～7.4） |
| R 6. 6. 27 | 第132回全国人事委員会連合会総会（東京都） 近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（滋賀県・書面開催） |
| R 6. 6. 28 | 警察官A II（2回目）・B採用試験申込受付（～8.2） |
| R 6. 7. 4 | 県学校職員組合・局長会見、県教職員組合連絡会議・局長会見 |
| R 6. 7. 5 | 第10回人事委員会会議 |

| 年月日 | 事業等の概要 |
|-------------|---|
| R 6. 7. 8 | 第67回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（宮城県）（～7. 9） 大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、警察行政、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・臨床検査技師Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第2次試験実施（～7. 19） |
| R 6. 7. 16 | 警察官AⅡ採用試験最終合格者発表 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）の申込受付（～8. 7） 障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）採用試験の公示及び申込受付（～8. 7） |
| R 6. 7. 21 | 短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））第1次試験実施 |
| R 6. 7. 24 | 第11回人事委員会会議 |
| R 6. 8. 7 | 第12回人事委員会会議 |
| R 6. 8. 8 | 人事院勧告 |
| R 6. 8. 9 | 大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、警察行政、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・臨床検査技師Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験最終合格者発表 |
| R 6. 8. 16 | 全国人事委員会連合会人事院勧告説明会（WEB） オール岐阜県庁夏の職員ガイダンス実施 |
| R 6. 8. 19 | 短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））採用試験第2次試験（～8. 20） |
| R 6. 8. 23 | 全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（WEB） |
| R 6. 8. 26 | 第13回人事委員会会議 |
| R 6. 9. 6 | 第14回人事委員会会議 短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））最終合格者発表 |
| R 6. 9. 10 | 県職員組合・委員長会見、県教職員組合連絡会議・委員長会見 |
| R 6. 9. 11 | 東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（富山県・WEB） |
| R 6. 9. 19 | 第4回岐阜県議会定例会（～10. 10） |
| R 6. 9. 22 | 警察官AⅡ（2回目）・B採用試験第1次試験実施 |
| R 6. 9. 29 | 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第1次試験実施 |
| R 6. 10. 7 | 第15回人事委員会会議 |
| R 6. 10. 9 | 大学卒程度（福祉Ⅱ・心理Ⅱ・土木Ⅱ・電気Ⅱ）採用試験の公示及び申込受付（～10. 28） |
| R 6. 10. 10 | 人事委員会勧告 |
| R 6. 10. 16 | 警察官AⅡ（2回目）・B採用試験第2次試験実施（～11. 8） |
| R 6. 10. 17 | 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第2次試験実施（～10. 22） |
| R 6. 11. 1 | 大学卒程度（福祉Ⅱ・心理Ⅱ・土木Ⅱ・電気Ⅱ）採用試験第1次試験実施（～11. 17） |
| R 6. 11. 3 | 障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）第1次試験実施 |
| R 6. 11. 5 | 第16回人事委員会会議 |
| R 6. 11. 8 | 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高 |

| 年月日 | 事 業 等 の 概 要 |
|-----------|---|
| R 6.11.18 | 校卒程度、社会人経験者) 採用試験最終合格者発表 障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験第2次試験実施 |
| R 6.11.26 | 第17回人事委員会会議 |
| R 6.12. 3 | 第5回岐阜県議会定例会（～12.19） 大学卒程度（福祉II・心理II・土木II・電気II）採用試験第2次試験実施 障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験最終合格者発表 警察官AII・B採用試験最終合格者発表 |
| R 6.12.10 | 第18回人事委員会会議 |
| R 6.12.19 | 第19回人事委員会会議 人事委員会勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備） |
| R 6.12.24 | 大学卒程度（福祉II・心理II・土木II・電気II）採用試験最終合格者発表 |
| R 6.12.25 | 技術職員現場見学ツアー第一回 |
| R 7. 1. 7 | 職員ガイダンス（行政・技術・資格免許職・警察行政・小中学校等事務）（1.31, 2.12） |
| R 7. 1.15 | 第1回人事委員会会議 |
| R 7. 1.17 | 東海・北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（岐阜県・書面開催） |
| R 7. 1.30 | 東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（福井県・WEB） |
| R 7. 2. 4 | 第2回人事委員会会議 |
| R 7. 2. 7 | 技術職員現場見学ツアー第二回 |
| R 7. 2.21 | 第1回岐阜県議会定例会（～3.19） |
| R 7. 2.28 | 第3回人事委員会会議 |
| R 7. 3. 1 | 大学卒程度（行政II・技術II・資格免許職（薬剤師II・保健師II・臨床検査技師AII）採用試験の公示及び申込受付（～3.21） |
| R 7. 3. 3 | 警察官AII採用試験の公示及び申込受付（～4.4） |
| R 7. 3.11 | 第4回人事委員会会議 |
| R 7. 3.18 | 東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会総会（愛知県・書面開催） |
| R 7. 3.25 | 第5回人事委員会会議 |
| R 7. 3.31 | 辞令交付 |

3 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国人事委員会連合会会議

表1-4 全国人事委員会連合会会議

| 開催年月日(開催地) | 会議名 | 主な課題 |
|----------------------|-----------------------|--|
| R 6. 6. 27 (東京都) | 第132回 総会 | <p>○議事</p> <p>1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画案及び予算案について 3 第133回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年度専門部会の運営について</p> <p>○報告</p> <p>1 令和4・5年度専門部会の中間報告について 2 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第67回公平審査事務研修会について 4 令和6年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について</p> |
| R 6. 7. 8-9 (宮城県) | 第67回 公平審査事務 研修会 | 公平審査事務について |
| R 6. 8. 16 (WEB) | 人事院勧告 説明会 | 人事院勧告について |

(2) 東海・北陸人事委員会協議会会議

表1-5 委員長・事務局長会議

| 開催年月日(開催地) | 会議名 | 主な課題 |
|------------------------------|------------------|--|
| R 6. 5. 28 (愛知県・ 書面開催) | 東海・北陸 地区別会議 | <p>○議題</p> <p>令和5年度事業報告及び決算について</p> |
| R 6. 6. 27 (滋賀県・ 書面開催) | 近畿、東海・ 北陸合同会議 | <p><合同会議></p> <p>○議題</p> <p>1 大卒程度の採用試験における人材確保について 2 社会人（経験者）採用の広報について 3 民間企業等での在職経験がある採用予定者の待遇について 4 人事院において予定されている「地域手当の大きくり化」 に向けた各団体の地域手当の見直しの検討状況等について</p> |

表1－6 事務局長会議

| 開催年月日(開催地) | 主　な　課　題 |
|-----------------------------|--|
| R 6. 9. 11 (富山県・ WEB) | <p>○議　題</p> <p>1 令和7年度事業計画及び予算について 2 令和7年度幹部人事委員会の選出について 3 令和7年度会計監事の選出について 4 令和6年給与勧告等の対応について</p> |

表1－7 公平・労基事務専門部会

| 開催年月日(開催地) | 主　な　課　題 |
|-----------------------------|--|
| R 7. 1. 30 (福井県・ WEB) | <p>○議　題</p> <p>1 苦情相談の処理方法について 2 処分量定の加重による懲戒免職について 3 審査請求における審理の迅速化について 4 審査請求に係る裁決結果の伝達方法について 5 衛生推進者の選任について 6 労働基準監督権に基づく事業所調査の実施方法について 7 特定機械や有機溶剤等に関する事業所調査の実施状況について 8 労働基準監督機関としての是正指導について</p> |

表1－8 任用事務専門部会

| 開催年月日(開催地) | 主　な　課　題 |
|------------------------------|---|
| R 7. 3. 18 (愛知県・ 書面開催) | <p>○議　題</p> <p>1 職務経験者向けの採用広報活動の実施状況について 2 採用ナビゲーター制度（希望の日時に職員と交流できる制度）について 3 共同採用方式を活用した試験の実施等市町村への支援状況について 4 職員の選考の委任状況について</p> |

表1－9 給与事務専門部会

| 開催年月日(開催地) | 主　な　課　題 |
|------------------------------|---------------|
| R 7. 1. 17 (岐阜県・ 書面開催) | 給与制度等に関する意見交換 |

(3) その他

表1－10 人事院

| 開催年月日(開催地) | 会　議　名 | 主　な　課　題 |
|---------------------|--------------------|--|
| R 6. 4. 11 (WEB) | 職種別民間給与 実態調査説明会 | <p>○議　題</p> <p>令和6年職種別民間給与実態調査について</p> |

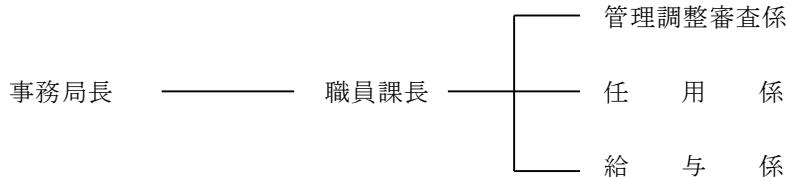
表1－11 総務省

| 開催年月日(開催地) | 会議名 | 主な課題 |
|-------------------|--|---------------------|
| R 6.8.23 (WEB) | 全国人事委員会 事務局長・人事 担当課長・市町 村担当課長会議 | ○議題 人事院の勧告についてほか |

4 事務局

事務局の組織、分掌事務、事務局の職員並びに予算及び決算は、次のとおりである。

(1) 組織 (令和6年4月1日現在) 13人



(2) 分掌事務 (令和6年4月1日現在)

- 1 事務局職員の人事、予算、文書その他庶務に関すること。
- 2 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する県議会及び知事に対する意見の申出に関すること。
- 4 職員の任用に関すること。
- 5 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 6 職員の人事評価に関すること。
- 7 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 8 職員の分限及び懲戒に関すること。
- 9 職員の服務に関すること。
- 10 職員の退職管理に関すること。
- 11 職員の研修に関すること。
- 12 職員の福祉及び利益の保護に関すること。
- 13 職員団体に関すること。
- 14 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 15 公文書の公開等情報公開に関すること。
- 16 個人情報の保護に関すること。
- 17 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の事務に関すること。

(3) 事務局の職員

表1-12 職員の名簿 (令和6年4月1日時点)

| 職名 | 氏名 |
|---------------|-------|
| 事務局長 | 中根 基訓 |
| 職員課長 | 宮 早苗 |
| 課長補佐兼管理調整審査係長 | 足立 岳晴 |
| 課長補佐兼任用係長 | 國島 陽子 |
| 課長補佐兼給与係長 | 宮川 紗子 |
| 主査(管理調整審査係) | 大平 里佳 |
| 主任(管理調整審査係) | 宮原 紀子 |
| 課長補佐(再任用) | 新海 利之 |
| 主任(再任用) | 清水 浩規 |
| 主任(任用係) | 國枝 博子 |
| 主任(任用係) | 牛丸 未喜 |
| 主任(給与係) | 辻川 未紗 |
| 主事(給与係) | 石竹 栄彦 |

(4) 予算及び決算

表1-13 収入

(単位：千円)

| 年 度 節 別 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 予 算 額 | 決 算 額 | 予 算 額 | 決 算 額 |
| (14) 諸収入 | 150 | 151 | 174 | 175 |
| (07) 雜入 | 150 | 151 | 174 | 175 |
| (03) 納付金 | 20 | 21 | 44 | 45 |
| (04) 雜入 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| (職員採用試験調整費) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (受託公平委員会事務費) | 130 | 130 | 130 | 130 |
| (地方公務員災害補償基金還付金) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (その他) | 0 | 0 | 0 | 0 |

表1-14 支出

(単位：千円)

| 年 度 節 別 | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 予 算 額 | 決 算 額 | 予 算 額 | 決 算 額 |
| (01) 人事委員会費 | 117,695 | 112,145 | 128,798 | 122,978 |
| (01) 報酬 | 2,759 | 2,113 | 2,759 | 2,305 |
| (02) 給料 | 46,635 | 46,332 | 50,952 | 50,801 |
| (03) 職員手当等 | 30,991 | 29,926 | 34,033 | 33,346 |
| (04) 共済費 | 16,102 | 15,708 | 17,039 | 16,551 |
| (07) 報償費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (08) 旅費 | 1,742 | 1,307 | 1,890 | 1,261 |
| (09) 交際費 | 10 | 0 | 10 | 0 |
| (10) 需用費 | 3,549 | 3,200 | 3,424 | 2,781 |
| (10) 消耗品費 | 2,177 | 2,005 | 1,900 | 1,546 |
| (31) 対外交流費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (32) 会議費 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| (40) 印刷製本費 | 1,339 | 1,195 | 1,449 | 1,163 |
| (60) 修繕料 | 30 | 0 | 72 | 72 |
| (11) 役務費 | 1,936 | 1,420 | 2,636 | 1,865 |
| (12) 委託料 | 9,954 | 8,532 | 12,166 | 10,856 |
| (13) 使用料及び賃借料 | 1,137 | 851 | 1,008 | 452 |
| (17) 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (18) 負担金、補助及び交付金 | 2,880 | 2,757 | 2,881 | 2,760 |

(注) 「予算額」は補正後の予算を指す。

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

| 条 例 案 (条 例 案 の 概 要) | 提出した意見 |
|---|----------------------------|
| <p>令和6年第5回定例会</p> <p>議第136号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (知事、副知事等の期末手当の支給割合について、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げに準じて0.05月分引き上げる)</p> <p>議第137号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について (国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて失業者の退職手当の支給内容を拡充する等のため、 ①雇用機会が不足していると認められる地域に居住する一定の退職者に係る失業者の退職手当の給付日数を60日延長する暫定措置について、国家公務員に準じてその適用期間を2年延長する。 ②その他所要の規定の整理を行う。)</p> <p>議第138号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (令和6年10月10日付けの岐阜県人事委員会勧告等の内容に鑑み、所要の規定整備を実施。 ①岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (1) 行政職給料表について、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ。その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ。 (2) 寒冷地手当の支給月額引上げの他、期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引上げ。) ②岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (1) 行政職給料表との均衡を基本に給料表を引上げ。 (2) (1)と同様、一般職員との均衡を考慮して期末手当を年間0.05月分引上げ。 ③岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (1) 行政職給料表との均衡を基本に給料表を引上げ。 (2) (1)と同様、一般職員との均衡を考慮して期末手当を年間0.05月分引上げ。 ④岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給される警察職員手当（遠隔地水上警戒業務手当）について、日没時から日の出時までの間に従事した場合は、国家公務員に準じて日額1,100円の通常の手当額に100分の50を加算。)</p> | 異議なし。 (R6.12.10人委第303号) |

| | |
|---|---------------------------|
| 令和7年第1回定例会 | 異議なし。 (R7.2.28人委第363号) |
| <p>議第29号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、2条例について所要の規定を整備)</p> <p>①岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (1) 3歳未満の子のある職員が当該子を養育するために請求した場合に、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員にまで拡大 (2) 国家公務員に準じて、次の措置を講じることを任命権者に義務付け ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認 イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供 ウ 勤務環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等） (3) 人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正（R6.3.29公布、R7.4.1施行）に合わせた文言の整理 ②岐阜県職員の育児休業等に関する条例 引用条文を整理）</p> | |
| <p>議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (岐阜県人事委員会の令和6年12月19日付けの給与についての勧告等に鑑み、以下5条例を(1)～(9)のとおり整備。)</p> <p>①岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 ②岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ③岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ④岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例 ⑤岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第33号） (1) 行政職給料表を改定し、職務や職責をより重視した内容に見直した上で、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に見直し。 (2) 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を子1人につき、月額10,000円から月額13,000円に引上げ。 (3) 地域手当について、7市の支給割合を引下げて見直し。 (4) 通勤手当について、1箇月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げるとともに、新幹線や高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直し。 (5) 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を午前0時から午前5時までの間から、午後10時から翌日の午前5時までの間に拡大 (6) 寒冷地手当（4級地）の支給地域から郡上市を除外。 (7) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当、特地勤務手当等、へき地手当等、寒冷地手当及び医師の特例に係る地域手当を新たに支給 (8) 特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>(9) その他、採用時からの新幹線等通勤手当特例の適用及び単身赴任手当の支給について、従来から人事委員会の運用方針により対象としてきたが、国に準じて規定を整理等所要の規定を整理。)</p> <p>議第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について</p> <p>(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員に関する以下の4条例の各規定を(1)～(4)に沿う内容に整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 岐阜県職員退隠料給与条例における退隠料受給権の消滅等 ② 岐阜県職員の分限に関する条例における失職の例外（公務中の交通事故に係る拘禁刑以上の刑について執行猶予となった場合） ③ 岐阜県職員退職手当条例における判決前の退職に係る手当の支給差止め、退職後に拘禁刑以上の刑に処せられた場合の手当の支給制限、退職者の退職手当の返納 ④ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例における期末手当の支給差止め <p>(1) 懲役及び禁錮が廃止され、代わりに拘禁刑が創設されたことに伴い、以下のとおり、文言の整理を行う。</p> <p>「禁錮」→「拘禁刑」、「懲役」→「拘禁刑」、 「懲役又は禁錮」→「拘禁刑」</p> <p>(2) 執行猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、執行猶予を取り消し、猶予された当初の刑を執行することができるという刑の執行猶予制度の拡充に伴い、執行猶予が取り消された場合に、遺族扶助料の支給を停止する旨を規定する岐阜県職員退隠料給与条例第44条第1項及び第2項の適用について、従前と同様に支給を停止するため、上記みなし規定の適用除外を規定（恩給法と同様）。</p> <p>(3) 本条例の施行前の行為の処罰については、拘禁刑ではなく旧刑法の懲役・禁錮により処罰する旨の経過措置を設ける。 (附則第2項)</p> <p>(4) 通勤手当について、1箇月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げるとともに、新幹線や高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直し。)</p> | |
|---|--|

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

(1) 名 称 等 令和6年人事・給与統計 252ページ 24部

(2) 調査対象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和6年4月1日付け退職者、臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除く）

(3) 内 容

- ア 人事に関する統計
 - (ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階学歴からみた職員構成等の静態統計）
 - (イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
 - イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）

(4) 調査時期 静態統計・給与統計 令和6年4月1日
動態統計 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第3 任 用

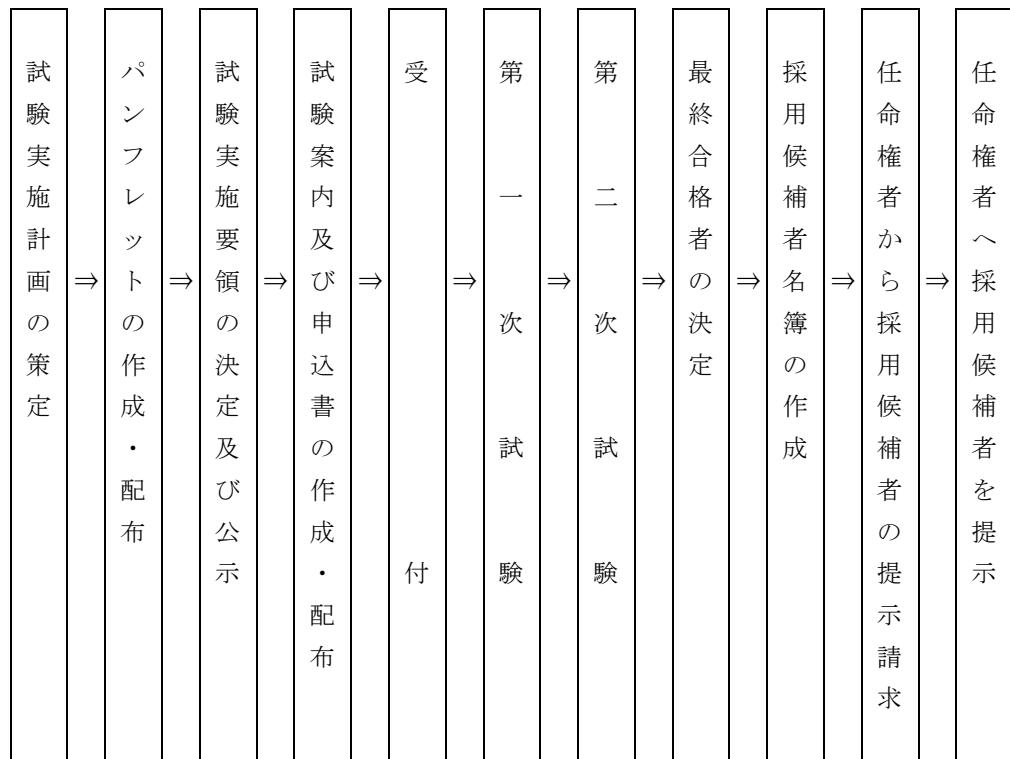
第3 任用

職員の任用は、地公法第13条（平等取扱の原則）、第15条（成績主義の原則）及び第56条（不利益取扱の禁止）の規定により行わなければならず、任用の公正の実現と能力主義の実現を目的としている。

また、地公法第17条（任命の原則）の規定により職員の採用及び昇任は、競争試験で実施しているが、人事委員会規則の規定により一定の条件のもと選考による採用及び昇任を行っている。

1 採用試験

（1）試験実施計画



（2）募集活動

ア 令和6年度職員採用試験パンフレットの作成・配布

印刷部数：パンフレット 8,000 部

配 布 先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

イ 試験案内の配布

配 布 先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

ウ テレビ・ラジオ

4月、5月、7月、3月に適宜実施

エ インターネット

適宜試験情報を掲載

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」

アドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>

民間就職支援サイト（マイナビ・キャリタス UC）に採用情報を掲載

才 就職説明会等

主に大学生や高校生を対象として、岐阜県職員の仕事の魅力発信や、試験結果及び試験内容等についての情報提供を行うなど、受験者の確保に努めた。

- ・大学等における公務員説明会（4月～2月：16回）
- ・技術系職員の働く現場見学ツアー（12月、2月：2回）
- ・岐阜県職員ガイダンス（8月、1月、2月：3回）
- ・専門学校等における公務員説明会（4月、2月：4回）
- ・民間企業等主催合同企業展（4月～3月：24回）
- ・高校生出前説明会（9月～1月：高校 計19校）

力 職員採用PR動画配信

電気、機械、化学、試験研究、行政（職員の1日スケジュール紹介）のPR動画を新たにYouTubeで配信（1月～）

（3）試験の実施状況

表3-1、表3-2参照

（4）試験種目

表3-3参照

（用語の定義）

教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験を行う。

専門試験：各職種に応じて必要な専門的な知識、技術又はその他の能力についての筆記試験を行う。

論文試験：識見、論理性及び思考力等についての筆記試験を行う。

作文試験：表現力及び思考力等についての筆記試験を行う。

口述試験：人物及び専門的知識についての個別面接を行う。

集団討論試験：社会性、協調性、指導力、説得力等についての集団による討論を行う。

適性検査：職務遂行上必要な素質及び適性についての検査を行う。

身体検査：身長、体重、胸囲、視力、色覚その他について実施検査を行う。

体力検査：敏しょう性、持久力、柔軟性等の体力について実施検査を行う。

身体精密検査：所定の健康診断書の提出を求める。

受験資格の調査：受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について調査する。

表3-1 採用試験一覧

| 試験名 | 職種 | 受験資格 | 公示日 | 受付期間 | 第1次試験 | 第1次試験会場 | 第2次試験 | 合格発表 |
|-------|--|---|---------|-------------------|----------------|-----------------------------|----------------|--------|
| 大学 | 行政 II 技術 II 福祉 II 心理 II 農学 II 森林科学 II 農業土木 II 電気 II 機械 II | 21歳以上39歳未満の者又は21歳未満でR7.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者 | R6.3.1 | R6.3.1 ～ 21 | R6.4.2 ～ 18 | S P I 全国テストセンター リアル会場 | R6.5.7 ～ 16 | R6.6.7 |
| | 技術 II 〔土木 II 建築 II〕 | 21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR7.3.31までに大学・短期大学・高等専門学校を卒業(見込みを含む)の者 | | | | | | |
| 卒程度 | 行政 I 警察行政 福祉 I 心理 I 農学 I 畜産 I 森林科学 I 農業土木 I 電気 I 水産 I 機械 I 化學 I | 21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR7.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者 | R6.4.19 | R6.4.19 ～ 5.13 | R6.6.16 | 岐南工業高校 東京文具共和会館 | R6.7.8 ～ 19 | R6.8.9 |
| | 土木 I 建築 I | 21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR7.3.31までに大学・短期大学・高等専門学校を卒業(見込みを含む)の者 | | | | | | |
| 資格免許職 | 薬剤師 II 保健師 II 臨床検査技師 A II | 29歳未満(薬剤師は31歳未満)で各職種の免許を有する者(取得見込みの者を含む。) | R6.3.1 | R6.3.1 ～ 21 | R6.4.2 ～ 18 | S P I 全国テストセンター リアル会場 | R6.5.7 ～ 16 | R6.6.7 |
| | 薬剤師 I 保健師 I 管理栄養士 I 臨床検査技師 A I | | | | | | | |

| 試験名 | 職種 | 受験資格 | 公示日 | 受付期間 | 第1次試験 | 第1次試験会場 | 第2次試験 | 合格発表 |
|---------------|---|---|---------|------------------|---------|---------------------------|-------------------|---------|
| 資格免許職 | 精神保健福祉士 | 29歳未満で資格の登録を受けている者(見込みの者を含む。) | R6.4.19 | R6.4.19 ～5.13 | R6.6.16 | 岐南工業高校 | R6.7.8 ～19 | R6.8.9 |
| | 司書 | 19歳以上27歳未満で各職種の資格を有する者(取得見込みの者を含む。) | R6.7.16 | R6.7.16 ～8.7 | R6.9.29 | 各務原西高校 | R6.10.17 ～22 | R6.11.8 |
| 短大・高校卒程度 | 事務A 事務B(東濃) 事務B(飛騨) 警察事務 農業 林業 農業土木 土木 | 17歳以上21歳未満の者 | R6.7.16 | R6.7.16 ～8.7 | R6.9.29 | 各務原西高校 多治見北高校 斐太高校 | R6.10.17 ～22 | R6.11.8 |
| 短大・高校卒程度 | 事務(社会人枠) | 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者(就職氷河期世代) | R6.5.9 | R6.5.9 ～5.30 | R6.7.21 | 大垣東高校 | R6.8.19 ～20 | R6.9.6 |
| 警察官 | 警察官AII (男性) 警察官AII (女性) 情報技術 | 35歳未満で大学卒業者(卒業見込みの者を含む。) | R6.3.1 | R6.3.1 ～4.5 | R6.5.12 | 岐阜北高校 | R6.6.5 ～18 | R6.7.8 |
| | 警察官AII (男性) 警察官AII (女性) | | R6.6.12 | R6.6.28 ～8.2 | R6.9.22 | 羽島北高校 多治見北高校 高山工業高校 | R6.10.16 ～11.8 | R6.12.3 |
| | 警察官B (男性) 警察官B (女性) 情報技術 | 17歳以上35歳未満の者で、大学卒業者又は卒業見込みの者を除く。 | | | | | | |
| 市町村立小中学校等事務職員 | 大学卒程度 | 21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR7.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者 | R6.4.19 | R6.4.19 ～5.13 | R6.6.16 | 岐南工業高校 東京文具共和会館 | R6.7.8 ～19 | R6.8.9 |
| | 短大・高校卒程度 | 17歳以上21歳未満の者 | R6.7.16 | R6.7.16 ～8.7 | R6.9.29 | 各務原西高校 多治見北高校 斐太高校 | R6.10.17 ～22 | R6.11.8 |
| | 社会人経験者 | 29歳以上50歳未満で、民間企業等での職務経験が通算して3年以上の者 | | | | | | |

| 試験名 | 職種 | 受験資格 | 公示日 | 受付期間 | 第1次試験 | 第1次試験会場 | 第2次試験 | 合格発表 |
|--------|-------|---|---------|------------------|---------|-----------------|----------|---------|
| 障がい者対象 | 行政 | 1 21歳以上34歳未満の者 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者 | R6.7.16 | R6.7.16 ～ 8.7 | R6.11.3 | O K B ふれあい会館 | R6.11.18 | R6.12.3 |
| | 事務 | 1 17歳以上21歳未満の者 2 行政に同じ | | | | | | |
| | 小中等事務 | 1 17歳以上27歳未満の者 2 行政に同じ | | | | | | |

表3-2 試験実施状況(令和6年度分)

| | 実施日 (2次試験) | 候補者名簿 確定日 | 職 種 | 申込者数 | 受験者数 (A) | 第1次 合格者数 | 第2次 受験者数 | 第2次 合格者数 | 最終合格者数 (B) | 採用見込 者数 | 競争率 (A/B) | 採 用 状 況 | | | | |
|-------------------|-------------------|--------------|-----------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|--------------|---------|-----|-----|---|--|
| | | | | | | | | | | | | 採 用 | 辞 退 | 残 | | |
| 大学 卒 程 度 | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 行政 I | 372 | 194 | 141 | 132 | 71 | 71 | 45人程度 | 2.7 | 41 | 30 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 行政 II | 559 | 478 | 126 | 78 | 30 | 30 | 10人程度 | 15.9 | 23 | 7 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 警察行政 | 75 | 41 | 33 | 29 | 16 | 16 | 15人程度 | 2.6 | 15 | 1 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 福祉 I | 11 | 8 | 5 | 5 | 4 | 4 | 10人程度 | 2.0 | 4 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 福祉 II | 22 | 19 | 16 | 13 | 4 | 4 | 若干人 | 4.8 | 2 | 2 | 0 | | |
| | 11/1~11/17(12/3) | 12/19 | 福祉 II(2回目) | 5 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 若干人 | 3.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 心理 I | 14 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10人程度 | 1.5 | 2 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 心理 II | 26 | 26 | 23 | 17 | 4 | 4 | 若干人 | 6.5 | 2 | 2 | 0 | | |
| | 12/3 | 12/19 | 心理 II(2回目) | 10 | 9 | 9 | 6 | 3 | 3 | 若干人 | 3.0 | 3 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 農学 I | 23 | 6 | 5 | 5 | 1 | 1 | 5人程度 | 6.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 農学 II | 50 | 46 | 45 | 28 | 13 | 13 | 5人程度 | 3.5 | 8 | 5 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 農業土木 I | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 若干人 | - | - | - | - | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 農業土木 II | 17 | 17 | 15 | 11 | 10 | 10 | 10人程度 | 1.7 | 7 | 3 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 畜産 I | 6 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 若干人 | 1.0 | 2 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 水産 I | 7 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 若干人 | 2.0 | 2 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 森林科学 I | 14 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 若干人 | 1.3 | 3 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 森林科学 II | 22 | 20 | 19 | 17 | 15 | 15 | 10人程度 | 1.3 | 10 | 5 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 土木 I | 22 | 1 | 1 | 0 | - | - | 15人程度 | - | - | - | - | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 土木 II | 46 | 43 | 42 | 30 | 28 | 28 | 10人程度 | 1.5 | 16 | 12 | 0 | | |
| | 11/1~11/17(12/3) | 12/19 | 土木 II(2回目) | 7 | 7 | 6 | 5 | 5 | 5 | 若干人 | 1.4 | 5 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 建築 I | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 若干人 | 1.0 | 0 | 1 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 建築 II | 16 | 14 | 14 | 7 | 4 | 4 | 若干人 | 3.5 | 3 | 1 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 電気 I | 6 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 5人程度 | 3.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 電気 II | 8 | 7 | 7 | 5 | 2 | 2 | 若干人 | 3.5 | 0 | 2 | 0 | | |
| | 11/1~11/17(12/3) | 12/19 | 電気 II(2回目) | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 若干人 | - | - | - | - | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 機械 I | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 若干人 | - | - | - | - | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 機械 II | 12 | 10 | 10 | 5 | 3 | 3 | 若干人 | 3.3 | 2 | 1 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 化学 I | 6 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 若干人 | 2.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | (28種類) 計 | | | | 1,371 | 971 | 540 | 415 | 226 | 226 | - | 4.3 | 154 | 72 | 0 | |
| 資格 免許 職業 | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 薬剤師 I | 4 | 0 | - | - | - | - | 若干人 | - | - | - | - | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 薬剤師 II | 17 | 15 | 15 | 13 | 7 | 7 | 5人程度 | 2.1 | 5 | 2 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 保健師 I | 13 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 若干人 | 2.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 保健師 II | 28 | 27 | 24 | 24 | 12 | 12 | 5人程度 | 2.3 | 12 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 臨床検査技師 A I | 5 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 若干人 | 1.5 | 2 | 0 | 0 | | |
| | 4/2~4/18(5/5~10) | 6/4 | 臨床検査技師 A II | 10 | 10 | 9 | 9 | 4 | 4 | 5人程度 | 2.5 | 4 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 管理栄養士 I | 18 | 15 | 9 | 9 | 5 | 5 | 5人程度 | 3.0 | 5 | 0 | 0 | | |
| | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 精神保健福祉士 I | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 若干人 | 1.0 | 0 | 1 | 0 | | |
| | 9/29(10/17~10/22) | 11/5 | 司書 | 43 | 26 | 8 | 8 | 2 | 2 | 若干人 | 13.0 | 2 | 0 | 0 | | |
| | (9種類) 計 | | | | 139 | 99 | 70 | 68 | 34 | 34 | - | 2.9 | 31 | 3 | 0 | |
| 短大・ 高校卒 業 | 9/29(10/17~10/22) | 11/5 | 事務 A | 39 | 32 | | 19 | 10 | 10 | 10人程度 | 3.2 | 6 | 4 | 0 | | |
| | | | 事務B(東濃) | 12 | 9 | | 3 | 3 | 3 | 若干人 | 3.0 | 1 | 2 | 0 | | |
| | | | 事務B(飛騨) | 7 | 6 | | 3 | 2 | 2 | 若干人 | 3.0 | 0 | 2 | 0 | | |
| | | | 警察事務 | 45 | 35 | 29 | 29 | 11 | 11 | 10人程度 | 3.2 | 5 | 6 | 0 | | |
| | | | 農業 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | 4 | 若干人 | 1.5 | 4 | 0 | 0 | | |
| | | | 農業土木 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 5人程度 | 1.0 | 2 | 4 | 0 | | |
| | | | 林業 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5人程度 | 1.3 | 3 | 1 | 0 | | |
| | | | 土木 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 5人程度 | 1.3 | 6 | 0 | 0 | | |
| | | | 事務(社会人枠) | 129 | 74 | 43 | 35 | 5 | 5 | 5人程度 | 14.8 | 4 | 1 | 0 | | |
| | (9種類) 計 | | | | 259 | 181 | 128 | 112 | 51 | 51 | - | 3.5 | 31 | 20 | 0 | |
| 警察官 | 5/12(6/5~6/18) | 7/5 | 警察官A II(男性)※1 | 234 | 144 | 130 | 108 | 67 | 67 | 45人程度 | 2.1 | 46 | 21 | 0 | | |
| | | | 警察官A II(女性)※1 | 79 | 47 | 43 | 32 | 25 | 25 | 15人程度 | 1.9 | 13 | 12 | 0 | | |
| | | | 警察官A II(情報技術)※2 | 12 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 若干人 | 2.0 | 1 | 1 | 0 | | |
| | 9/22(10/16~11/8) | 11/26 | 警察官A II(男性) | 74 | 33 | 29 | 23 | 8 | 8 | 5人程度 | 4.1 | 6 | 2 | 0 | | |
| | | | 警察官A II(女性) | 23 | 13 | 12 | 6 | 4 | 4 | 5人程度 | 3.3 | 3 | 1 | 0 | | |
| | | | 警察官B(男性)※1 | 202 | 124 | 114 | 97 | 57 | 57 | 45人程度 | 2.2 | 51 | 6 | 0 | | |
| | | | 警察官B(女性) | 66 | 40 | 37 | 24 | 15 | 15 | 15人程度 | 2.7 | 15 | 0 | 0 | | |
| | | | 警察官B(情報技術) | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 若干人 | - | - | - | - | | |
| | | | (8種類) 計 | 695 | 407 | 371 | 296 | 178 | 178 | - | 2.3 | 135 | 43 | 0 | | |
| 小中学校等 事務 | 6/16(7/8~7/19) | 8/7 | 大学卒程度 | 18 | 14 | 13 | 13 | 6 | 6 | 10人程度 | 2.3 | 5 | 1 | 0 | | |
| | 9/29(10/17~10/22) | 11/5 | 短大・高校卒程度 | 10 | 9 | 6 | 3 | 2 | 2 | 若干人 | 4.5 | 2 | 0 | 0 | | |
| | | | 社会人経験者 | 89 | 56 | 9 | 8 | 2 | 2 | 若干人 | 28.0 | 2 | 0 | 0 | | |
| | (3種類) 計 | | | | 117 | 79 | 28 | 24 | 10 | 10 | - | 7.9 | 9 | 1 | 0 | |
| | 11/3 (11/18) | 11/26 | 行政 | 16 | 9 | 7 | 7 | 3 | 3 | 5人程度 | 3.0 | 3 | 0 | 0 | | |
| | | | 事務 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5人程度 | 2.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | | | 小中等事務 | 6 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 若干人 | 3.0 | 1 | 0 | 0 | | |
| | (3種類) 計 | | | | 25 | 14 | 11 | 11 | 5 | 5 | - | 2.8 | 5 | 0 | 0 | |
| | 合 計 (60種類) | | | | 2,606 | 1,751 | 1,148 | 926 | 504 | 504 | - | 3.5 | 365 | 139 | 0 | |
| SPL方式合計(試験のみ) | | | | 856 | 752 | 384 | 271 | 145 | 145 | - | 5.2 | 103 | 42 | 0 | | |

| | 実施日 (2次試験) | 職 種 | 申込者数 | 被選考者数 (A) | 第1次 合格者数 | 第2次 受験者数 | 第2次 合格者数 | 能力検査 合格者数 (B) | 採用見込 者数 | 競争率 (A/B) | 採 用 | 辞 退 | 残 | |
|------------------------------------|-------------------|-----------------|------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|------------|--------------|-----|-----|-----|---|
| | 4/2~4/18(5/17) | 試験研究 電子工学 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 若干人 | 3.0 | 0 | 1 | 0 | |
| | 4/2~4/18(5/17) | 試験研究 化学 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 | 若干人 | 1.5 | 3 | 1 | 0 | |
| | 4/2~4/18(5/17) | 試験研究 機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 若干人 | - | - | - | - | |
| | 4/2~4/18(5/17) | 試験研究 人間工学 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 若干人 | 1.0 | 1 | 0 | 0 | |
| | 6/16(7/23~7/25) | 学芸員 | 29 | 26 | 16 | 14 | 14 | 14 | 若干人 | 1.9 | 14 | 0 | 0 | |
| | 6/16(7/23) | 史学 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 若干人 | 1.0 | 2 | 0 | 0 | |
| | 9/22(10/25, 11/5) | 実科指導員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 5人程度 | 3.0 | 1 | 0 | 0 | |
| | 9/22(11/5) | サイバーカriminal捜査官 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 若干人 | 2.0 | 1 | 0 | 0 | |
| | 合 計 (延べ8種類) | | | | 49 | 44 | 34 | 30 | 24 | 24 | - | 1.8 | 22 | 2 |
| ※1情報技術区分の併願者含む ※2警察官A II・B区分の併願者含む | | | | | | | | | | | | | | |
| SPL方式合計 | | | | 867 | 763 | 395 | 280 | 151 | 151 | - | 5.1 | 107 | 44 | |
| 総 合 計 | | | | 2,655 | 1,795 | 1,182 | 956 | 528 | 528 | - | 3.4 | 387 | 141 | |

表3-3 試験種目

| 試験名 | 第1次試験 | 第2次試験 | 受験資格等の調査 |
|---|--|---|---------------------------------------|
| 大学卒程度 (行政I) (技術I) (警察行政) (市町村立 小中学校等 事務職員) | 【教養試験 2時間30分】 全職種: 五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 全職種: 五肢択一式40題 【論文試験 1時間】 | 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 | 受験資格の有無、 申込書記載事項 等の真否について 調査 |
| 大学卒程度 (行政II) (技術II) | 【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査) | 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 【論文試験 1時間】 行政IIに限る。 【専門試験 1時間】 技術IIに限る。 記述式3題 | |
| 資格免許職 (薬剤師I) (保健師I) (管理栄養士I) (臨床検査技師A I) (精神保健福祉士I (司書) | 【教養試験 2時間30分】 全職種: 五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 薬剤師I、保健師I、管理栄養士I、 司書: 五肢択一式40題 【専門試験 1時間30分】 臨床検査技師A I、精神保健福祉士I : 記述式6題 【論文試験 1時間】 薬剤師I、保健師I、管理栄養士I、 臨床検査技師A I、精神保健福祉士I 【作文試験 1時間】 司書 | 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 薬剤師I、保健師I、 管理栄養士I、臨床検 査技師A I、精神保健 福祉士Iに限る。 | |
| 資格免許職 (薬剤師I) (保健師I) (臨床検査技師A II) | 【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査) | 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 【専門試験 1時間】 記述式3題 | |
| 短大・高校 卒 程 度 | 【教養試験 2時間】 事務A・B、警察事務、 事務(社会人枠) : 五肢択一式50題 ※社会人枠は40題 【教養試験 1時間40分】 農業、林業、土木、農業土木 : 五肢択一式40題 【専門試験 1時間30分】 農業、林業、土木、農業土木 : 五肢択一式30題 【作文試験 1時間】 | 【適性検査】 【口述試験】 | |
| 警察官 | 【教養試験】 警察官A・情報技術 2時間30分 警察官B・情報技術 2時間 : 五肢択一式50題 ※資格加点あり 【専門試験 1時間30分(情報技術のみ)】 : 五肢択一式30題 【作文試験 1時間】 | 【身体検査】 【体力検査】 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 警察官Aに限る。 【身体精密検査】 | |

| | | | |
|--|--|------------------|--|
| 市町村立 小中学校等 事務職員 (短大・高校卒程度、 社会人経験者) | 【教養試験 2時間】 五肢択一式50題 【作文試験 1時間】 | 【適性検査】 【口述試験】 | |
| 障がい者対象 | 【教養試験 2時間】 行政・事務・小中等事務 五肢択一式40題 (点字の場合は3時間) 【専門試験 2時間】 行政 五肢択一式40題 (点字の場合は3時間) 【論文試験 1時間】 行政 (点字の場合は1時間30分) 【作文試験 1時間】 事務・小中等事務 (点字の場合は1時間30分) | 【口述試験】 | |

(注) 論文・作文試験は、第2次試験として評価

(5) 名簿からの選択

人事委員会は、採用候補者名簿を試験区分毎に作成し、任命権者からの採用候補者の提示請求を受け、名簿から高得点順に提示し、任命権者は、そのうちから採用者を決定する。

表3-4 名簿からの選択結果

| | 試験区分 | 令和6年度 名簿確定日 | 名簿 登載者数 | 採用者数 | 辞退・無 応答者数 | 名簿残存 者数 |
|---------------------------------|--|----------------|------------|------|--------------|------------|
| 大学卒 程度試 験 | 行政I・警察行政・福祉I・ 心理I・農学I・農業土木I・ 畜産I・森林科学I・土木I・ 建築I・電気I・化学I・水産 I・機械I | 8/7 | 104 | 72 | 32 | 0 |
| | 行政II・福祉II・心理II・農学 II・農業土木II・森林科学II・ 土木II・建築II・電気II・機械 II | 6/4 | 113 | 73 | 40 | 0 |
| | (2回目) 福祉II・心理II・土 木II・電気II | 12/19 | 9 | 9 | 0 | 0 |
| 資 格 免 許 職 試 験 | 薬剤師I | 8/7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 保健師I | | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 管理栄養士I | | 5 | 5 | 0 | 0 |
| | 臨床検査技師A I | | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 精神保健福祉士I | | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 薬剤師II | 6/4 | 7 | 5 | 2 | 0 |
| | 保健師II | | 12 | 12 | 0 | 0 |
| | 臨床検査技師A II | | 4 | 4 | 0 | 0 |
| | 司書 | 11/5 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 短大・高校卒程度試験 (事務(社会人枠)) | | 9/6 | 5 | 4 | 1 | 0 |

| | | | | | | |
|------------|-------------|-------|----|----|----|---|
| 短大・高校卒程度試験 | | 11/5 | 46 | 27 | 19 | 0 |
| 警察官 | A II (男性) | 7/5 | 67 | 46 | 21 | 0 |
| | A II (女性) | | 25 | 13 | 12 | 0 |
| | A II (情報技術) | | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 事務職員 | A II (男性) | 11/26 | 8 | 6 | 2 | 0 |
| | A II (女性) | | 4 | 3 | 1 | 0 |
| | B (男性) | | 57 | 51 | 6 | 0 |
| | B (女性) | | 15 | 15 | 0 | 0 |
| 小中等学校等 | 大学卒程度 | 8/7 | 6 | 5 | 1 | 0 |
| | 短大・高校卒程度 | 11/5 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 社会人経験者 | | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 障がい者 | 行政 | 11/26 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| | 事務 | | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 小中等事務 | | 1 | 1 | 0 | 0 |

2 昇任試験

表3-5 昇任試験実施状況

| 試験名 | 申込者数 | 受験者数(A) | 合格者数(B) | 競争率(A/B倍) |
|----------|-------|---------|---------|-----------|
| 警部昇任試験 | 537 | 535 | 16 | 33.4 |
| 警部補昇任試験 | 738 | 736 | 53 | 13.9 |
| 巡査部長昇任試験 | 909 | 906 | 66 | 13.7 |
| 計 | 2,184 | 2,177 | 135 | 16.1 |

(注) 試験実施の権限は、警察本部長に委任。

3 選考による採用

表3-6 選考による採用の結果

| 任命権者 職又は職種 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 計 |
|------------------------|---------|--------|---------|----------|
| 部 長 相 当 職 | 1 | | | 1 |
| 次 長 相 当 職 | | | | |
| 課 長 相 当 職 | 2 [20] | [28] | | 2 [48] |
| 課 長 補 佐 相 当 職 | 1 [18] | [24] | | 1 [42] |
| 主 査 相 当 職 | 23 [21] | [7] | | 23 [28] |
| 主 任 相 当 職 | 23 [32] | [7] | [1] | 23 [40] |
| 主事・技師(7条5の2号、8号及び9号以外) | 2 [8] | [1] | [1] | 2 [10] |
| 保 育 士 | | | | |
| 職 業 訓 練 指 導 員 | | | | |
| 獣 医 師 | | | | |
| ヘリコプター整備士 | | | | |
| 史 学 | 1 | | | 1 |
| 試 験 研 究 | 4 | | | 4 |
| 鑑定業務に従事する職 | | | | |
| 実 科 指 導 員 | | | 1 | 1 |
| サイバー犯罪捜査官 | | | 1 | 1 |
| 学 芸 員 | 3 | | | 3 |
| 術 科 指 導 員 | | | | |
| 任 用 替 え | | | | |
| 警 視 | | | 4 | 4 |
| 警 部 | | | 12 | 12 |
| 警 部 補 | | | 6 | 6 |
| 巡 査 部 長 | | | 6 | 6 |
| 巡 査 | | | 1 | 1 |
| 計 | 60 [99] | 0 [67] | 31 [2] | 91 [168] |

| 任命権者 職又は職種 | 知 事 | 教 委 | 警 察 | 計 |
|---------------|-----------|-----|-----|----|
| 委 任 分 | 医 師 | 6 | | 6 |
| | 管 理 栄 養 士 | | | |
| | 保 育 士 | | | |
| | 看 護 師 | 7 | | 7 |
| | 助 産 師 | | | |
| | 歯 科 衛 生 士 | 1 | | 1 |
| | 農 業 技 手 | | | |
| | 衛 生 技 術 員 | | | |
| | 獣 医 師 | 4 | | 4 |
| | 歯 科 技 工 士 | 1 | | 1 |
| 計 | | 19 | | 19 |

(注) 1 委任分は、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

2 []内の数字は、異種の職への異動で外数。

4 選考による昇任

表3-7 選考による昇任の結果

| 任命権者 職又は職種 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 計 |
|---------------|-----|-------|-------|-----|
| 部 長 相 当 職 | 6 | | | 6 |
| 次 長 相 当 職 | 17 | | | 17 |
| 課 長 相 当 職 | 99 | 5 | 7 | 111 |
| 課 長 補 佐 相 当 職 | | | | |
| 主 査 相 当 職 | | | | |
| 主 任 相 当 職 | | | 1 | 1 |
| 主 事 相 当 職 | | | 1 | 1 |
| 警 視 | | | 15 | 15 |
| 警 部 | | | | |
| 警 部 補 | | | | |
| 計 | 122 | 5 | 24 | 151 |

| 任命権者 職又は職種 | 知 事 | 教 委 | 警 察 | 計 |
|---------------|-----------|-----|-----|-----|
| 委 任 分 | 課 長 相 当 職 | | | |
| | 課長補佐相当職 | 111 | 20 | 8 |
| | 主 査 相 当 職 | 90 | 11 | 21 |
| | 主 任 相 当 職 | 134 | 27 | 10 |
| | 警 視 | | | 6 |
| | 警 部 | | 30 | 30 |
| | 警 部 補 | | 26 | 26 |
| | 巡 査 部 長 | | 5 | 5 |
| 計 | 335 | 58 | 106 | 499 |

(注) 委任分は、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

5 臨時的任用

任命権者は、任用規則第15条から第17条までの規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、一定の条件に該当するときは、原則人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を6ヶ月を越えない期間で臨時的任用を行うことができる。（ただし、更新は6ヶ月間内で1回限り）

表3-8 臨時的任用の状況

| 区分 | 知事 | 教委 | 警察 | 計 |
|----------------|-----------------|-------------------|---|------------|
| 人事委員会の承認を要する職 | 臨時的任用 9 | 事 4 技 4 研 1 | 149 事 24 技 5 学 89 栄 30 司 1 | 8 166 |
| | 臨時的任用期間の更新 7 | 事 1 技 6 研 0 | 119 事 21 技 4 学 74 栄 20 | 6 132 |
| 人事委員会の承認を要しない職 | 臨時的任用 10 | 事 1 技 8 研 1 | 1,522 | 0 1,532 |
| | 臨時的任用期間の更新 0 | | 1,258 | 0 1,258 |

（注）1 [] は内訳で、[事] は事務系職員、[技] は技術系職員、[研] は研究員、[学] は小中学校事務職員、[栄] は小中栄養職員、[司] は司書である。

2 人事委員会の承認を要しない職とは、任用規則第15条第2項及び第16条第2項の場合の職をいう。

6 職員の派遣

(1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣

外国等派遣条例に基づく外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表3－9 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況（令和6年度）

| 派遣職員所属 職　　名 | 派　遣　先　機　関 | | 派遣期間 | 派遣者数 |
|-------------------|-----------------|-------|---------------------|------|
| | 名　称 | 所　在　地 | | |
| 岐阜県立吉城高等学校 教　諭 | ナリン子供 教育センター | キルギス | R5.7.18～ R7.3.20 | 1 |
| 可児市立広見小学校 教　諭 | ミューンズ 小学校 | パラオ | R6.8.5～ R8.3.20 | 1 |

(2) 公益的法人等への派遣

公益的法人等派遣法並びに公益的法人等派遣条例及び公益的法人等派遣規則に基づく公益的法人等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表3－10 公益的法人等への職員の派遣状況（令和6年5月1日現在）

| | 派遣職員 | 退職派遣者 | 計 |
|-----|------|-------|-----|
| 知　事 | 80人 | 1人 | 81人 |
| 計 | 80 | 1 | 81 |

(3) 留学費用償還制度

留学費用償還条例及び留学費用償還規則に基づく職員の留学の実施及び留学費用の償還状況は次のとおりである。

表3－11 職員の留学の実施及び留学費用の償還状況（令和6年度）

| | 留学職員 | 償還対象者 | うち留学期間中 離職 | うち留学期間終了 後5年内離職 |
|-----|------|-------|---------------|--------------------|
| 知　事 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 1 | 0 | 0 | 0 |

第 4 級 与

第4 紹与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされおり、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和6年4月1日現在で実施した「令和6年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

| 区分 給料表 | 適用人員 | 平均年齢 | 平均経験年数 |
|------------|-------------|-----------|-----------|
| 全 給 料 表 | 人 23,509 | 歳 40.9 | 年 18.5 |
| 行政職給料表 | 5,464 | 42.3 | 20.2 |
| 公安職給料表 | 3,551 | 38.5 | 17.4 |
| 教育職給料表(一) | 19 | 53.5 | 28.3 |
| 教育職給料表(二) | 4,209 | 41.0 | 18.2 |
| 教育職給料表(三) | 9,673 | 40.7 | 18.0 |
| 教育職給料表(四) | 25 | 49.6 | 25.0 |
| 研究職給料表 | 223 | 45.0 | 21.9 |
| 医療職給料表(一) | 20 | 47.6 | 22.4 |
| 医療職給料表(二) | 182 | 43.8 | 20.3 |
| 医療職給料表(三) | 141 | 43.9 | 20.1 |
| 特定任期付職員給料表 | 2 | 62.4 | 43.1 |

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

| 区 分 給料表 | 計 % | 学歴別人員構成比 | | | | 性別人員構成比 | |
|------------|--------|----------|------|-------|-----|---------|------|
| | | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 | 男 | 女 |
| 全 給 料 表 | 100.0 | 84.0 | 5.1 | 10.9 | | 56.8 | 43.2 |
| 行政職給料表 | 100.0 | 74.1 | 9.1 | 16.8 | | 63.3 | 36.7 |
| 公安職給料表 | 100.0 | 54.2 | 4.0 | 41.8 | | 88.1 | 11.9 |
| 教育職給料表(一) | 100.0 | 94.7 | 5.3 | | | 84.2 | 15.8 |
| 教育職給料表(二) | 100.0 | 94.0 | 2.6 | 3.4 | | 52.6 | 47.4 |
| 教育職給料表(三) | 100.0 | 96.3 | 3.7 | | | 43.9 | 56.1 |
| 教育職給料表(四) | 100.0 | 84.0 | 16.0 | | | 88.0 | 12.0 |
| 研究職給料表 | 100.0 | 95.5 | 3.6 | 0.9 | | 82.5 | 17.5 |
| 医療職給料表(一) | 100.0 | 100.0 | | | | 65.0 | 35.0 |
| 医療職給料表(二) | 100.0 | 81.3 | 18.7 | | | 40.7 | 59.3 |
| 医療職給料表(三) | 100.0 | 55.3 | 43.3 | 0.7 | 0.7 | 3.5 | 96.5 |
| 特定任期付職員給料表 | 100.0 | | | 100.0 | | 100.0 | |

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表4-3 適用給料表別平均給与月額

| 区 分 給料表 | 給 料 | 地域手当 | 扶養手当 | その他の手当 | 計 |
|------------|--------------|------------|------------|-------------|--------------|
| 全 給 料 表 | 円 353,139 | 円 7,962 | 円 8,356 | 円 16,164 | 円 385,621 |
| 行政職給料表 | 329,851 | 8,880 | 8,458 | 17,073 | 364,262 |
| 公安職給料表 | 338,424 | 8,477 | 13,415 | 8,580 | 368,896 |
| 教育職給料表(一) | 533,195 | 16,723 | 7,579 | 23,921 | 581,418 |
| 教育職給料表(二) | 368,476 | 7,693 | 7,861 | 15,948 | 399,978 |
| 教育職給料表(三) | 364,393 | 7,182 | 6,709 | 17,852 | 396,136 |
| 教育職給料表(四) | 436,380 | 7,898 | 16,660 | 11,368 | 472,306 |
| 研究職給料表 | 356,081 | 7,556 | 9,973 | 17,559 | 391,169 |
| 医療職給料表(一) | 465,675 | 83,549 | 2,900 | 288,963 | 841,087 |
| 医療職給料表(二) | 347,229 | 8,451 | 7,014 | 22,435 | 385,129 |
| 医療職給料表(三) | 341,911 | 8,987 | 3,461 | 13,588 | 367,947 |
| 特定任期付職員給料表 | 518,000 | 15,540 | - | 0 | 533,540 |

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 令和6年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 令和6年4月22日から6月14日まで

(イ) 調査対象事業所 令和6年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の889事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 5,920人（うち、初任給関係職種437人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,400人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は52,934人であり、うち行政職に相当するものは42,490人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

| 職種 | 学歴 | 規模計 | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
|------------|-----|---------|---------|------------------|---------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 新卒事務員・技術者計 | 大学卒 | 217,006 | 225,229 | 209,495 | 214,717 |
| | 短大卒 | 183,387 | 186,826 | 178,202 | 186,000 |
| | 高校卒 | 182,560 | 191,023 | 176,192 | 183,500 |
| 新卒事務員 | 大学卒 | 216,507 | 222,595 | 204,363 | 219,575 |
| | 短大卒 | 180,687 | 182,183 | 182,210 | 172,000 |
| | 高校卒 | 181,933 | 192,281 | 176,003 | 178,200 |
| 新卒技術者 | 大学卒 | 218,161 | 244,418 | 215,163 | 205,000 |
| | 短大卒 | 188,105 | 210,000 | 174,500 | 200,000 |
| | 高校卒 | 183,092 | 189,918 | 176,337 | 188,800 |

(注) 1 金額は、きまつて支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表4-5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

| 職種 | 平均年齢 | 規模計 | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
|--------|------|---------|---------|------------------|---------|
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 支店長 | 54.5 | 681,960 | 681,960 | — | — |
| 工場長 | 55.3 | 728,398 | 789,718 | 599,136 | — |
| 事務部長 | 53.1 | 573,289 | 595,666 | 564,188 | 489,424 |
| 技術部長 | 53.1 | 583,011 | 656,556 | 550,141 | 525,326 |
| 事務部次長 | 51.2 | 492,625 | 501,943 | 503,693 | 445,199 |
| 技術部次長 | 50.3 | 519,950 | 617,231 | 466,784 | 474,301 |
| 事務課長 | 49.6 | 502,381 | 516,143 | 464,537 | 415,967 |
| 技術課長 | 50.1 | 523,912 | 578,581 | 457,958 | 440,078 |
| 事務課長代理 | 46.5 | 400,532 | 401,389 | 398,688 | 391,142 |
| 技術課長代理 | 47.5 | 463,166 | 506,280 | 412,084 | 367,001 |
| 事務係長 | 43.9 | 356,087 | 366,065 | 340,795 | 335,735 |
| 技術係長 | 43.7 | 377,729 | 427,598 | 357,727 | 326,318 |
| 事務主任 | 41.7 | 308,262 | 320,318 | 291,191 | 294,475 |
| 技術主任 | 40.8 | 341,272 | 394,474 | 298,616 | 290,510 |
| 事務係員 | 37.6 | 279,183 | 288,837 | 270,740 | 260,752 |
| 技術係員 | 37.0 | 336,880 | 358,288 | 268,519 | 234,554 |

(注) 金額は、きまつて支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和6年10月10日（金）、12月19日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（1）給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（10,247円 2.76%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.50月分）は、民間のボーナス（4.61月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

（2）公民較差

① 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の173事業所

② 民間従業員の給与との比較（公民較差）

＜月例給＞

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

| 民間の給与（A） | 職員の給与（B） | 較差（A-B） |
|----------|----------|----------------|
| 381,502円 | 371,255円 | 10,247円（2.76%） |

＜ボーナス＞

令和5年8月から令和6年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

| 民間の支給割合（A） | 職員の支給月数（B） | 差（A-B） |
|------------|------------|--------|
| 4.61月 | 4.50月 | 0.11月 |

(3) 改定等の内容

令和6年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

| 給料 | はねかえり | 寒冷地手当 | 計 |
|--------|-------|-------|-----------------|
| 9,936円 | 255円 | 56円 | 10,247円 (2.76%) |

② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

（一般職員の場合の支給月数）

| | | 6月期 | 12月期 | 計 |
|----------------|------|--------|--------|-------|
| 改定後 (6年度) | 期末手当 | 1.225月 | 1.275月 | 2.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.025月 | 1.075月 | 2.10月 |
| | 計 | 2.25月 | 2.35月 | 4.60月 |
| 改定後 (7年度以降) | 期末手当 | 1.25月 | 1.25月 | 2.50月 |
| | 勤勉手当 | 1.05月 | 1.05月 | 2.10月 |
| | 計 | 2.30月 | 2.30月 | 4.60月 |

<その他>

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

寒冷地手当の見直し

- ・国家公務員の改定状況に準じて、月額を11.3%引上げ
- ・新たな気象データに基づき、支給地域を改定

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、令和6年12月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年12月1日から、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策

○ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

○公務員倫理の確立等

4 納入金の実施

(1) 納入金の改正

ア 令和6年第5回県議会定例会に提案、令和6年12月19日可決、令和6年12月24日条例第48号として公布された。

(改正概要)

- ① 納入金について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ
- ② 期末・勤勉手当について、年間、6ヶ月期及び12ヶ月期の支給割合を改定
- ③ 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ
- ④ 寒冷地手当について、地域及び世帯等の区分に応じ支給額を引上げ
- ⑤ 警察職員手当について、海上保安庁の船舶に乗り込んで行う外国船舶警戒業務に日没時から日の出時までの間に従事した場合の加算を新設

イ 令和7年第1回県議会定例会に提案、令和7年3月19日可決、令和7年3月25日条例第3号として公布された。

(改正概要)

- ① 納入金について、職務や職責をより重視した内容に見直し
- ② 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を子1人につき月13,000円に引き上げ
- ③ 地域手当について、支給割合の見直し
- ④ 通勤手当について、一月当たりの支給限度額を150,000円に引き上げるとともに、新幹線、高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直し
- ⑤ 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までの間に拡大することとした。
- ⑥ 寒冷地手当について、支給地域の見直し
- ⑦ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当等を新たに支給
- ⑧ 特定期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給

(2) 納入金に関する人事委員会規則の改正

ア 納入金規則の一部改正

(ア) 令和6年8月1日 人事委員会規則第10号

a 組織改正に伴う所要の規定整備

・管理職手当 (別表第1の3 (第24条関係))

| 任命権者 | 機関 | 職 | 区分 | 変更内容 |
|------|----|-----------|----|------|
| 知事 | 本庁 | 環境対策推進企画監 | 4種 | 新設 |
| | | 私学振興監 | | |

b 施行日

公布の日 (令和6年8月1日)

(イ) 令和6年12月20日 人事委員会規則第13号

a 納入金から控除する互助団体納入金 (第8条の2) の変更等

- ・岐阜県職員互助会が取り扱う団体生命保険料以外の保険料について控除対象に追加。
- ・貸付金償還金及び物資購入立替資金償還金について控除対象から削除。

b 施行日

令和7年4月1日

(ウ) 令和6年12月26日 人事委員会規則第14号

a 勤勉手当（第57条の5）及び初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）

① 勤勉手当（第57条の5）

令和6年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

② 初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）

医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

（上記aの①は令和6年12月1日、上記aの②は令和6年4月1日適用）

(エ) 令和7年4月1日 人事委員会規則第9号

a 期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員及び加算割合（別表第7）及び組織改正に伴う所要の規定整備

① 期末手当及び勤勉手当の加算を受ける職員及び加算割合（別表第7（第52条の3関係））

| 給料表 | 職員 | 加算割合 | 変更内容 |
|------------------------|---|------------------------------|-------|
| 医療職給料表（三） | 上席看護師長→技術課長補佐 | 百分の十 | 改称 |
| | 看護師長→技術主査 | 百分の五 | 改称 |
| 教育職給料表（二） 教育職給料表（三） | 栄養教諭→栄養教諭（職務の級が二級であるものに限る。） 講師（職務の級が二級であるものに限る。） | 百分の五（人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十） | 変更・追加 |

② 特殊勤務手当（第38条の10、第38条の13及び第38条の18）

- ・食肉検査業務手当（第38条の10）

環境生活部岐阜地域環境室を環境エネルギー生活部岐阜地域環境室に改称し、健康福祉部感染症対策調整課を削除。

- ・特殊現場作業手当（第38条の13）

環境生活部環境管理課を環境エネルギー生活部環境管理課に改称。

- ・環境監視手当（第38条の18）

環境生活部廃棄物対策課、環境管理課、岐阜地域環境室を環境エネルギー生活部廃棄物対策課、環境管理課、岐阜地域環境室に改称。

商工労働部商工・エネルギー政策課を商工労働部商工労働政策課に改称。

③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

＜知事＞

| 機 関 | 職 | 区 分 | 変更内容 |
|---|---------------------------|-----|------|
| 本庁 | 未来創成局長 | 1 種 | 新設 |
| | 都市公園・交通局長 | | 新設 |
| | 県民文化局長 | | 廃止 |
| | 子ども・女性局長 | | 廃止 |
| 本庁 | 都市公園・交通局長 | 2 種 | 廃止 |
| | 文化祭推進事務局長 | | 廃止 |
| | 文化祭推進事務局次長 | | 廃止 |
| 企画監等（水産振興企画監を除く。）、 ねんりんピック推進事務局次長 ※広聴監から地域出納審査監までの職 | | 4 種 | 新設 |
| | | | |
| 県事務所 | 所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長に限る。） | 1 種 | 新設 |
| | 所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長を除く。） | 2 種 | 新設 |
| 県税事務所 | 課長（岐阜県税事務所の徴収課長に限る。） | 4 種 | 新設 |
| | 課長（岐阜県税事務所の徴収課長を除く。） | 6 種 | 新設 |
| 岐阜地域福祉事務所 | 総務課長 | 6 種 | 新設 |
| 精神保健福祉センター | 保健福祉課長 | 4 種 | 新設 |
| 子ども相談センター | 中濃子ども相談センターの家庭支援課長 | 6 種 | 廃止 |
| 女性相談支援センター | 副所長 | 4 種 | 廃止 |
| 農業大学校 | 総務課長→課長（総務課長に限る。） | 4 種 | 改称 |
| | 課長（園芸指導課長及び畜産指導課長に限る。） | 6 種 | 廃止 |
| 家畜保健衛生所 | 中央家畜保健衛生所の総務課長 | 4 種 | 廃止 |
| | 中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 6 種 | 新設 |
| | 東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 6 種 | 廃止 |
| 土木事務所 | 下呂土木事務所の道路課長 | 4 種 | 新設 |
| | 下呂土木事務所の道路調整監 | 6 種 | 新設 |
| 宮川上流河川開発工事事務所 | 所長 | 2 種 | 新設 |
| | 所長 | 4 種 | 廃止 |

＜教育委員会＞

| | | | |
|-----------|------|-----|----|
| 国際園芸アカデミー | 総務課長 | 4 種 | 新設 |
|-----------|------|-----|----|

<警察本部長>

| | | | |
|------|-----------|----|----|
| 警察本部 | 機動警察センター長 | 2種 | 新設 |
| | 自動車警ら隊長 | | |
| | 機動捜査隊長 | | |
| | 交通機動隊長 | | 廃止 |

④ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））

小中学校の統廃合及び義務教育学校の新設に伴う所要の規定整備整

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

(才) 令和7年4月1日 人事委員会規則第16号

a 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

① 扶養手当

- ・現行の給与条例第12条に規定されている要件具備の届出、支給の始期及び終期等の扶養手当に關し必要な事項に係る規定の新設
- ・経過措置期間中における扶養手当の支給要件等に係る規定の整備等

| 扶養親族 | | 現行 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-----------|---------|---------|---------|
| 配偶者 | 行政7級相当職以下 | 6,500円 | 3,000円 | 廃止 |
| | 行政8級相当職 | 3,500円 | 廃止 | |
| 子（1人あたり） | | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

② 地域手当

- ・支給地域及び地域ごとの級地区分を設定
- ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を整備

| 支給地域 | 支給割合 | | |
|------------------------|--------|------------------|-------|
| | 現行 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 岐阜市 | 3% | 2.4% | 1.8% |
| 大垣市 | | | |
| 多治見市 | | | |
| 美濃加茂市 | | 2% | |
| 各務原市 | | | |
| 可児市 | | | |
| 瑞穂市 | | | 1% |
| その他県内市町村 (現行の1%を維持) | 1% | 1% | |
| 県外（国の地域手当制度による支給地域） | 18%～1% | 20%～4%（所要の経過措置有） | |

③ 通勤手当

- ・1箇月当たりの通勤手当の支給限度額を150,000円に引上げ
- ・支給限度額の範囲内で、高速道路等利用の場合の特別料金を全額支給（現行は特別料金の2分の1（上限月額20,000円））
- ・高速道路等に係る特別料金の支給要件（片道30分以上短縮）を廃止等

- ④ 管理職員特別勤務手当
 - ・平日深夜に係る支給対象時間帯の拡大（現行は午前0時から5時、見直し後は午後10時から翌日の午前5時）
- ⑤ 勤勉手当
 - ・令和7年6月期以降の職員区分別の成績率を6月期と12月期で同率にする。その際、一般職員及び管理監督職員については、成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- ⑥ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当の改定
 - ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、医師の特例に係る地域手当、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給
- ⑦ 任期付研究員及び特定任期付職員関係
 - ・平日深夜に係る管理職員特別勤務手当を新たに支給
 - ・特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
- ⑧ 寒冷地手当
 - ・新たな気象データに基づき、支給地域以外の地域に所在する公署のうち、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して手当の支給対象と人事委員会が定める公署を見直し（別表第5の4）
 - ・別表第5の4に掲げる公署に在勤する職員の手当支給について、支給地域または人事委員会が定める区域に居住するものに限る取扱いの廃止に伴う改正等

b 施行日
公布の日（令和7年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 令和6年8月1日 人事委員会規則第11号

- a 行政組織の改正に伴う所要の規定整備
 - ・瑞浪市で発生した、リニア中央新幹線建設工事中に発生したトンネル湧水に起因すると思われる地下水位の低下を受け、JR東海や沿線市町との調整や県環境影響評価審査会地盤委員会での審議に対応するため、令和6年8月1日から環境管理課に環境対策推進企画監を配置することに伴う規定整備
 - ・私立学校（幼稚園、高等学校等の各種学校等）への助成や保護者等への経済的支援を所掌する私学助成係や、私立学校の設置、廃止等の認可や届出・報告等を所掌する私学行政係の業務量増大に対応するため、令和6年8月1日から私学振興・青少年課に私学振興監を配置することに伴う規定整備

○行政職給料表級別職務表（別表第1（第3条関係）イ）

| 任命権者 | 機関 | 職 | 職務の級 | 内容 |
|------|----|-----------|------|----|
| 知事 | 本庁 | 環境対策推進企画監 | 6級 | 新設 |
| | | 私学振興監 | | |

b 施行日
公布の日（令和6年8月1日）

(イ) 令和7年3月28日 人事委員会規則第7号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<警察本部長>

| 機関 | 職 | 職務の級 | 変更内容 |
|------|----------|------|------|
| 警察本部 | 総務室長 | 8級 | 新設 |
| | 参事官 | | 廃止 |
| | 警察航空隊副隊長 | 5級 | 新設 |
| | センター長補佐 | | |
| | センター長補佐 | 4級 | 新設 |

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

| | | | |
|------|----------------|----|----|
| 警察本部 | 総務室長 | 9級 | 廃止 |
| | 機動警察センター長 | 7級 | 新設 |
| | 機動捜査隊長 | | |
| | 交通機動隊長 | | |
| | 機動警察センター副センター長 | | |
| | 自動車警ら隊副隊長 | 6級 | 廃止 |
| | 捜査支援室長 | | |
| | 自動車警ら隊副隊長 | | |
| | 機動捜査隊副隊長 | | |
| | 交通機動隊副隊長 | 5級 | 新設 |
| | センター長補佐 | | |
| | 警察航空隊副隊長 | | |
| | センター長補佐 | 5級 | 新設 |

※5・6級 通信司令官 → 通信指令官

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 警察署 | 総務監察指導官 | 6級 | 新設 |
| | 特命指導官 | | 廃止 |

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

なお、別表第1イの表の改正規定（「総務室長」の新設）及び同表ロの表の改正規定（「総務室長」の廃止）については、令和7年3月28日から施行。

(ウ) 令和7年4月1日 人事委員会規則第12号

a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正等に伴う所要の規定整備

・経験年数換算表（別表第4（第6条関係））

人事院規則の改正を踏まえ、民間企業等での経験を公務での経験と同様に100/100で換算することを基本とする改正

※本県では、「民間企業等からの採用時の給与決定等の柔軟な運用について」（令和4年11月1日付け事務連絡）により、既に、民間企業等での経験を十分に考慮して給与決定することが各任命権者に求められている。

- ・修学年数調整表（別表第5（第7条関係））

人事院規則の改正を踏まえ、基準学歴区分の「中学卒」を削除
※令和6年給与実態調査（人事課）において、本県職員の「中学卒」の者はいない。
- ・昇格時号給対応表（別表第7（第22条関係））

各給料表の改正に伴い、以下の昇格時号給対応表を改正

- イ 行政職給料表昇格時号給対応表
- ロ 公安職給料表昇格時号給対応表
- ハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表
- ニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表
- ホ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表
- ヘ 教育職給料表（四）昇格時号給対応表
- ト 研究職給料表昇格時号給対応表
- チ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表
- リ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表
- ヌ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

[参考]

◎ 昇格とは…

給料表の級が上位の級へ上がること

◎ 昇格時号給対応表とは…

職員を「昇格」させた場合における、昇格前後の号給対応関係を表に表したもの

- ・附則にて切替日に昇格等した職員の号給の特例を規定

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格等した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなす。

【例】切替日に昇格する職員の場合

行政職 7級38号給（447,900円）からの昇格の場合

○号給切替 7級22号給（447,900円）→昇格 8級4号給（482,600円）

研究職 4級54号給（436,700円）からの昇格の場合

○号給切替 4級38号給（436,700円）→昇格 5級5号給（494,700円）

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなして岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第22条又は第23条の規定を適用する。

（エ）令和7年4月1日 人事委員会規則第13号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

- ・級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1 イ）

<知事>

| 機関 | 職 | 職務の級 | 変更内容 |
|-------------|--------------------|------|------|
| 本庁 | 文化祭推進事務局長 | 8級 | 廃止 |
| | 文化祭推進事務局次長 | | |
| | 企画監等（※） | | 新設 |
| | 行幸啓企画監 | | |
| | 建築企画監 | | |
| | 整備管理監 | | |
| | 文化事業推進監 | | |
| | 広報県民運動推進監 | | |
| | 地域推進監 | | 廃止 |
| | 事業推進監 | | |
| | 全国障害者芸術・文化祭推進監 | | |
| | 全国高等学校総合文化祭推進監 | | |
| | 献血運動推進監 | | |
| | 男女共同参画推進監 | | |
| | エネルギー対策監 | | |
| 図書館 | 副館長 | 8級 | 新設 |
| | 困難な業務を行う副館長 | 7級 | 廃止 |
| | 副館長 | 6級 | 廃止 |
| 子ども相談センター | 中濃子ども相談センターの家庭支援課長 | 6級 | 廃止 |
| | 中濃子ども相談センターの家庭支援課長 | 5級 | 新設 |
| 女性相談支援センター | 副所長 | 6級 | 廃止 |
| 障がい者職業能力開発校 | 困難な業務を行う訓練部次長 | 5級 | 新設 |
| | 訓練部次長 | 4級 | 新設 |
| 農林事務所 | 飛騨農林事務所の所長 | 8級 | 新設 |
| 農業大学校 | 教務課長 | 6級 | 廃止 |
| | 教務課長 | 5級 | 新設 |
| 家畜保健衛生所 | 中央家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 6級 | 新設 |
| | 東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 5級 | 新設 |
| 土木事務所 | 下呂土木事務所の道路調整監 | 6級 | 新設 |
| | 下呂土木事務所の道路調整監 | 5級 | 廃止 |

<教育委員会>

| | | | |
|-----------|------|----|----|
| 国際園芸アカデミー | 総務課長 | 6級 | 新設 |
| | 総務課長 | 5級 | 廃止 |

※「企画監等」とは、岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号）第26条第1項の表職の欄に掲げる職（副検査監を除く。）にある者をいう。

○教育職給料表（二）級別職務表（別表第1 ニ）

<教育委員会>

| | | | |
|--------------|--------------------------|----|----|
| 高等学校又は特別支援学校 | 栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）の職務 | 1級 | 新設 |
|--------------|--------------------------|----|----|

○教育職給料表（三）級別職務表（別表第1 ホ）

<教育委員会>

| | | | |
|-----------------|--------------------------|----|----|
| 小学校、中学校又は義務教育学校 | 栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。）の職務 | 1級 | 新設 |
|-----------------|--------------------------|----|----|

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1 チ）

<知事>

| | | | |
|---------|------------------|----|----|
| 家畜保健衛生所 | 中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 6級 | 新設 |
| | 東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | | 廃止 |
| | 中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | 5級 | 廃止 |
| | 東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | | 新設 |
| 保健所 | 保健所の事務所の課長 | 5級 | 廃止 |
| 衛生専門学校 | 歯科技工学科の教務主任 | 3級 | 新設 |
| 食肉衛生検査所 | 飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長 | 7級 | 新設 |
| | 飛騨食肉衛生検査所の食肉検査課長 | 6級 | 新設 |
| 家畜保健衛生所 | 家畜防疫対策監 | 7級 | 新設 |
| | 中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | | 新設 |
| | 東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 | | 廃止 |
| | 家畜防疫対策監 | 6級 | 新設 |

※6・7級中「連携推進鑑」を「連携推進監」に改称

○医療職給料表（三）級別職務表（別表第1 リ）

<知事>

| | | | |
|-----------------|------------|----|----|
| 保健所 | 保健所の事務所の課長 | 5級 | 廃止 |
| 希望が丘こども医療福祉センター | 上席看護師長 | 5級 | 廃止 |
| | 看護師長 | 4級 | 廃止 |

・初任給基準表（第11条—第16条、第24条関係）の改正

○教育職給料表（二）初任給基準表（別表第6 ニ）

| 職種 | 学歴免許等 | 初任給 | 変更内容 |
|-----------------------|-------|--------|------|
| 栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。） | 大学卒 | 1級25号給 | 新設 |
| | 短大卒 | 1級15号給 | |
| | 高校卒 | 1級5号給 | |

○教育職給料表（三）初任給基準表（別表第6 ホ）

| | | | |
|-----------------------|-----|--------|----|
| 栄養教諭（任用の期限を付したものに限る。） | 大学卒 | 1級25号給 | 新設 |
| | 短大卒 | 1級15号給 | |
| | 高校卒 | 1級5号給 | |

b 施行日

公布の日（令和7年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

（3）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

| 通達等の題名 | 発出日 | 内 容 |
|---|---------------------|---|
| 給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について | R6.4.26 人委第61号 | ・夏季休暇の使用可能期間を6月から10月までの5か月に拡大 |
| 給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について | R6.12.26 人委第323号 | ・給料表の引上げ改定に伴い給料の調整額（別表第1の（1）、（2）（第23条関係及び第23条の2関係））を改正 |
| 給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知） | R6.12.26 人委第325号 | ・給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知 |
| 平成18年1月12日付け通知等の廃止について（通知） | R7.3.17 人委第396号 | ・平成18年1月12日付け人委第280号「通勤手当（給与条例第12条第3項適用）におけるETCマイレージ割引の取扱いについて」及び平成19年1月11日付け人委第324号「通勤手当におけるICカード乗車券の取扱いについて」の廃止 |
| 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について（通知） | R7.3.19 人委第366号 | ・給与条例附則第2項及び第3項の規定に基づく令和7年4月1日における号給の切替え及び号給の調整について留意点を通知 |
| 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第28項及び第29項並びに岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第30項、第32項、第34項又は第35項の規定による給料に関する規則の運用方針について（通知）の一部改正について（通知） | R7.3.25 人委第415号 | ・給与条例付則第30項等規則第11条関係の新設 |
| 給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について | R7.3.31 人委第432号 | ・組織改編に伴う規定整理 ・教育職員等の年次休暇期間が「年」から「年度」へと変更されることに伴う規定整理 ・任期を付した任用の栄養教諭に対する給与規定の明確化等 |

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したものうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

| 給料表 | | 行政 | | 公安 | | 教一 | 教(二) | 教(三) | 教四 | 研究 | 医(一) | 医(二) | 医(三) | 計 | | | | | |
|------|----|----|---|----|---|----|------|------|----|----|------|------|------|---|---|---|---|---|----|
| 職務の級 | | 7 | 8 | 9 | 8 | 9 | 5 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | 5 | 3 | 4 | 7 | 6 | 7 | |
| 任命権者 | 知事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 26 | 2 | 1 | | | | | | | | | 3 | | | | | | 32 |
| | 教委 | | | | | | | 2 | 1 | 34 | 24 | | | | | | | | 61 |
| | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 警察 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | | | 7 | 5 | | | | | | | | | | | | | 14 |
| 計 | | | | | | | | 2 | 1 | 34 | 24 | | | | | | | | 61 |
| | | 33 | 2 | 1 | 7 | 5 | | | | | | | 3 | | | | | | 51 |

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で187人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難い場合の給料月額の決定の承認

| 給料表 | | 行政 | 公安 | 教(一) | 教(二) | 教(三) | 教(四) | 研究 | 医(一) | 医(二) | 医(三) | 計 |
|------|----|-----|----|------|------|------|------|----|------|------|------|-----|
| 任命権者 | 知事 | 38 | | | | | | 5 | 1 | 3 | 3 | 50 |
| | 教委 | 96 | | | 3 | 11 | | | | | | 110 |
| | 警察 | | 29 | | | | | | | | | 29 |
| | 計 | 134 | 29 | | 3 | 11 | | 5 | 1 | 3 | 3 | 189 |

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難い場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

| 異動後 | | 行政 | | | 教(二) | | | 教(三) | | 研究 | | 医(一) | | 医(二) | | 医(三) | | 計 | |
|-----|------|----|---|---|------|---|---|------|---|----|----|------|----|------|----|------|----|---|----|
| | | 7 | 8 | 9 | 他級 | 3 | 4 | 他級 | 3 | 4 | 他級 | 5 | 他級 | 4 | 他級 | 7 | 他級 | 6 | 他級 |
| 知事 | 行政 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 研究 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医(一) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医(三) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教委 | 行政 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教(三) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。

2 職務の級は、異動後のものである。

3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で84人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表 4-10 管理職手当の支給の特例の承認

| | |
|----------------------|---|
| (a) 支給割合の特例の承認 | 0 |
| (b) 職の特殊性による支給の特例の承認 | 0 |

(注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4-1-1 単身赴任手当の支給の特例の承認

| | |
|------------------------------------|---|
| (a) やむを得ない事情に係る承認 | 0 |
| (b) 通勤困難に係る承認 | 0 |
| (c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認 | 0 |
| (d) 権衡職員の特別の事情に係る承認 | 2 |
| (e) 人事交流で職員となった者に対する承認 | 0 |
| (f) 県の必要により採用した職員に係る承認 | 0 |

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

工 期末・勤勉手当の支給の承認

表 4-1-2 期末・勤勉手当の支給の承認

| | |
|--------------------------------|---|
| (a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認 | 6 |
|--------------------------------|---|

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

(ア) 令和7年3月25日 条例第3号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る規定整備

b 施行日

令和7年4月1日

（2）会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和6年12月26日 人事委員会規則第16号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給割合に係る規定整備

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

(イ) 令和7年3月25日 人事委員会規則第15号

a 常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備

- ・地域手当報酬（第16条）

| 支給地域 | 支給割合 | | |
|------------------------|--------|------------------|-------|
| | 現行 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 岐阜市 | 3% | 2.4% | 1.8% |
| 大垣市 | | | |
| 多治見市 | | | |
| 美濃加茂市 | | 2% | |
| 各務原市 | | | |
| 可児市 | | | |
| 瑞穂市 | | | 1% |
| その他県内市町村 (現行の1%を維持) | 1% | 1% | |
| 県外（国の地域手当制度による支給地域） | 18%～1% | 20%～4%（所要の経過措置有） | |

- ・勤勉手当（第50条）

令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率を6月期と12月期で同率にする。その際、成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ（常勤職員のうち、一般職員に準拠）

- ・報酬の基本額（別表第1（第3条関係））

技能労務職給料表の1級1号給～16号給がカットされることに伴い、改正後の技能労務職給料表を用いて報酬の基本額の範囲を設定

b 施行日

公布の日（令和6年12月26日）

（3）会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

改正なし

（4）会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

| | |
|--|---|
| (a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの | 1 |
| (b) 手当等を報酬に上乗せ又は報酬から差し引く必要があるもの | 0 |
| (c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの | 2 |
| (d) 別に報酬が指定されているもの | 0 |
| (e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの | 0 |
| (f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの | 0 |

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 令和6年12月24日 条例第47号

a 国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み失業者の退職手当について規定整備

b 施行日

令和7年4月1日

(イ) 令和7年3月25日 条例第5号

a 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

b 施行日

令和7年6月1日

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和6年12月26日 人事委員会規則第15号

a 就業手当の廃止（第10条の2・第23条・24条）及び失業認定期間中に労働によって収入を得た場合の基本手当の減額規定の削除（第13条）

b 施行日

令和7年4月1日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

令和7年3月18日 人事委員会規則第3号

a 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う内国旅行甲地方の範囲にかかる所要の規定整備

b 施行日 令和7年4月1日

(3) 旅費支給の特例承認

| | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 83件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 12件 |
| ・ その他 | 10件 |

- 第5 服務及び勤務条件
- 第6 公平審査及び苦情処理
- 第7 職員団体
- 第8 受託公平委員会事務
- 第9 労働基準監督

第5 服務及び勤務条件

1 職務専念義務の免除

令和6年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認

(承認件数)

| 項目 | 知事 | 教委 | 警察 | 計 |
|----------|----|----|----|----|
| 役員等従事 | 4 | | | 4 |
| 体育競技大会参加 | | 13 | | 13 |
| 計 | 4 | 13 | | 17 |

2 営利企業等の従事制限

令和6年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

| 項目 | 知事 | 教委 | 警察 | 林政 | 農政 | 計 |
|-----------------------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねること | 4 | | | | | 4 |
| 自ら営利企業を営むこと | | 1 | 4 | | | 5 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事すること | 18 | 15 | 5 | 77 | 1 | 116 |
| 計 | 22 | 16 | 9 | 77 | 1 | 125 |

3 勤務時間、休暇及び休業

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴い、規則及び運用方針の改正を行った。

【内 容】

| | |
|-----|---|
| 内 容 | ・家族看護休暇を10日取得可能な職員について、児童福祉施設等が実施する行事に出席する場合に取得できる上限日数を10日とする。 ・介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置等（職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の周知方法、周知内容、意向確認の方法等）を規定。 |
|-----|---|

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の運用方針を改正し、夏季休暇の使用可能期間を拡大した。

【内 容】

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 夏季休暇の使用可能期間の拡大 6～9月（4か月）→ 6～10月（5か月）【1か月拡大】 |
|-----|--|

第6 公平審査及び苦情処理

1 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

令和6年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

| 事案名 | 不服申立て人 | 申立事項 | 申立年月日 | 審理状況 |
|--------------------------|--------|---------------|------------|-------------------------|
| 昭和49年(不) 第1号～第1899号事案 | 教員 | 懲戒(減給、戒告)処分取消 | S49. 3. 28 | 係属中(1432件) ※467件取り下げ |
| 昭和50年(不) 第1号～第557号事案 | 教員 | 懲戒(減給、戒告)処分取消 | S50. 5. 21 | 係属中(477件) ※80件取り下げ |
| 令和5年(審) 第1号事案 | 教員 | 懲戒(停職)処分の取消 | R5. 6. 28 | 係属中 |
| 令和6年(審) 第1号事案 | 教員 | 懲戒(戒告)処分の取消 | R6. 3. 19 | 係属中 |

2 勤務条件に関する措置要求

令和6年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

| 事案名 | 措置要求者 | 要求事項 | 要求年月日 | 審理状況 |
|------------------|-------|-----------------------------------|------------|--------------------------|
| 令和5年(措) 第1号事案 | 教員 | 復職時調整における特別昇給分の加算 | R5. 6. 29 | R7. 2. 28裁決 (認容・一部却下) |
| 令和6年(措) 第1号事案 | 研究員 | 昇任、昇任を妨害した職員に対する処分並びに再発防止策の策定及び履行 | R5. 11. 28 | R6. 3. 18取下げ |
| 令和6年(措) 第2号事案 | 研究員 | 宿直・日直勤務許可の取消し | R6. 10. 28 | 係属中 |

3 公務災害補償の審査

令和6年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

4 苦情処理

令和6年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

| 区分 | 相談件数 | 処理件数 | 処理区分 | | | | | | 未処理件数 | |
|------------------|------|------|----------------------------|------|---------------------|------|------|-----|-------|---|
| | | | 制度説明 又は助言 を当局へ 伝達 | 相談内容 | 調査結果 を相談者 へ報告 | あっせん | 打ち切り | その他 | | |
| 任用・転任関係 | 3 | 3 | 2 | 1 | | | | | | 0 |
| 給与・旅費関係 | 0 | 0 | | | | | | | | 0 |
| 勤務時間・休暇関係 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | 0 |
| 服務関係 | 0 | 0 | | | | | | | | 0 |
| ハラスメント・ いじめ関係 | 4 | 4 | 3 | 1 | | | | | | 0 |
| 懲戒・分限処分関係 | 0 | 0 | | | | | | | | 0 |
| その他の | 1 | 1 | 1 | | | | | | | 0 |
| 合計 | 11 | 11 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 相談の受付方法 | 項目 | 件数 |
|---------|----|----|
| | 電話 | 7 |
| 面接 | 4 | |
| 手紙 | 0 | |
| 電子メール | 0 | |
| 合計 | 11 | |

第7 職員団体

1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

2 職員団体の登録等

（1）登録の処理

登録されている職員団体は7団体であり、これらの団体について5件の変更登録を行った。

| 団体名 | 登録年月日 | 法人年月日 | 変更事項 | 変更年月日 | 解散年月日 |
|----------------------------------|-------------|------------|----------|------------------------|-------|
| 可児郡市学校職員組合 | S41. 9. 28 | | | | |
| 岐阜県学校職員組合 | S41. 10. 29 | | 役員 | R6. 4. 3 | |
| 岐阜県職員組合 | S42. 1. 18 | S44. 3. 25 | 役員 規約 | R6. 4. 11 R7. 1. 24 | |
| 揖斐郡教職員組合 | S42. 1. 20 | | | | |
| 岐阜県公立小中学校事務職員組合 | S48. 9. 12 | | 役員 | R6. 4. 5 | |
| 教育連合GIFUユニオン (旧:岐阜県公立学校教職員組合) | H 2. 3. 5 | | | | |
| 岐阜県教職員組合 | H 3. 7. 12 | | 役員 | R6. 4. 3 | |
| I R I S ぎふ | R 5. 11. 22 | | | | |

（2）法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

| 根拠法 | 団体名 | 取得等年月日 |
|-----------|------------------|-------------|
| 旧地公法第54条 | 岐阜県職員組合 | S44. 3. 25 |
| 法人格付与法第5条 | 全日本自治団体労働組合岐阜県本部 | S58. 11. 11 |
| 同上 | 岐阜県職員労働組合連合会 | H22. 2. 24 |

第8 受託公平委員会事務

1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第7条第4項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、令和6年4月1日現在、26団体の事務を受託している。

表8-1 公平委員会事務受託団体数 (圏域別 令和6年4月1日現在)

| | 市町村 | 一部事務組合 | 受託団体合計 |
|----|-----|--------|--------|
| 岐阜 | | 7 | 7 |
| 西濃 | | 8 | 8 |
| 揖斐 | | 7 | 7 |
| 中濃 | | 1 | 1 |
| 東濃 | | 3 | 3 |
| 計 | | 26 | 26 |

表8-2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 (圏域別 令和6年4月1日現在)

| | 一部事務組合名 | | 一部事務組合名 |
|----|-------------------|----|---------------------|
| 岐阜 | 岐阜羽島衛生施設組合 | 揖斐 | 揖斐川水防事務組合 |
| | 木曽川右岸地帯水防事務組合 | | 揖斐郡養基小学校養基保育所組合 |
| | 岐阜県市町村会館組合 | | 樺原谷林野組合 |
| | 岐阜県市町村職員退職手当組合 | | 足打谷林野組合 |
| | 岐阜県地方競馬組合 | | 揖斐郡消防組合 |
| | 岐阜地域児童発達支援センター組合 | | 西濃環境整備組合 |
| | 岐北衛生施設利用組合 | | 西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合 |
| 西濃 | 大垣衛生施設組合 | 中濃 | 可児川防災等ため池組合 |
| | 南濃衛生施設利用事務組合 | | 土岐川防災ダム一部事務組合 |
| | 大垣輪中水防事務組合 | | 東濃西部広域行政事務組合 |
| | 大垣市・安八郡安八町東安中学校組合 | | 東濃中部病院事務組合 |
| | 不破消防組合 | 東濃 | |
| | 大垣消防組合 | | |
| | 西南濃粗大廃棄物処理組合 | | |
| | あすわ苑老人福祉施設事務組合 | | |

2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

令和6年度においては、事業所の新設はなかった。

表9-1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数 (令和7年4月1日現在)

| 監督機関区分 | 人事委員会 | | 労働基準監督署 | |
|-----------|-------|--------|---------|-----|
| | 12号 | 官公署の事業 | 1号 | 13号 |
| 知事 | 31 | 67 | 1 | 15 |
| 教育委員会 | 85 | 7 | | 3 |
| 警察 | 1 | 23 | 1 | |
| その他の行政委員会 | | 5 | | |
| 計 | 117 | 102 | 2 | 18 |
| | 219 | | 20 | |

※詳細については、表9-5参照

2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、令和6年度における許可等の状況は次のとおりである。

- ・適用事業報告の受理 0件
- ・解雇予告の除外認定 3件
- ・時間外及び休日労働に関する協定届の受理 117件
- ・宿日直勤務の許可 2件

3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。令和6年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

(1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数

表9-2 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 (令和6年4月1日現在)

| 区分 | 総括安全衛生管理者 | 産業医 | 衛生管理者 |
|----|-----------|----------|----------|
| 知事 | 1(1) | 16(16) | 16(16) |
| 教委 | — | 83(83) | 83(83) |
| 警察 | 1(1) | 24(24) | 24(24) |
| 計 | 2(2) | 123(123) | 123(123) |

(注) ()内は、選任(設置)された事業所数である。

(2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-6参照

ア 新 規 … 該当なし

イ 使用再開 … 該当なし

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃 止 … 該当なし

(3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-3 特定機械等の性能検査等の実施状況 (令和6年度)

| 種類 | 性能検査 | | | |
|---------|------|----|----|----|
| | 知事 | 教委 | 警察 | 計 |
| ボイラー | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 第一種圧力容器 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| ゴンドラ | 1 | 0 | 0 | 1 |
| クレーン | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | 6 | 5 | 0 | 11 |

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

(4) 検査結果(性能検査)

表9-4 性能検査の結果 (令和6年度)

| 種類 | 基数計 | 合 格 |
|---------|-----|-----|
| ボイラー | 3 | 3 |
| 第一種圧力容器 | 5 | 5 |
| ゴンドラ | 1 | 1 |
| クレーン | 2 | 2 |
| 計 | 11 | 11 |

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表9-5 労働基準法別表第1 号別一覧表

(令和7年4月1日現在)

①人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

| 号別 | 該当機関名 | 一 | 該当機関名 |
|--------------|---|-------------------------------|---|
| 11(郵便・電気・通信) | | 官公署の事業 (労基法別表第1に掲げる事業を除く。) | 本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 県民生活相談センター 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 発達障害者支援センター 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談支援センター(一時保護所を除く。) 計量検定所 障がい者総合就労支援センター 旅券センター 各農林事務所(10) 病害虫防除所(支所を含む。) 各家畜保健衛生所(4) 各土木事務所(11) 東海環状自動車道事務所 犀川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所(4) 各県事務所(7) 議会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員会事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局 (教育研修課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署(22)(交番及び駐在所を含む。) |
| 12(教育・調査・研究) | 職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校(2) 産業技術総合センター 食品科学研究所 セラミックス研究所 生活技術研究所 国際たくみアカデミー 木工芸術スクール 障がい者職業能力開発校 情報科学芸術大学院大学 岐阜関ヶ原古戦場記念館 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所(支所を含む。) 農業大学校 国際園芸アカデミー 森林研究所 森林文化アカデミー ぎふ木遊館 教育研修課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校(63) 各特別支援学校(21) 警察学校 | 計 117 | 計 102 |

②労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

| 号別 | 該当機関名 |
|--------------|--|
| 1(製造・加工) | 東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター 計 2 |
| 2(鉱業) | |
| 3(土木・建築) | |
| 4(旅客・貨物運送) | |
| 5(貨物取扱) | |
| 6(林業・農業) | |
| 7(水産・畜産) | |
| 8(販売・理容・賃貸) | |
| 9(金融・保険) | |
| 10(映画・興行) | |
| 13(保健衛生) | 各保健所(7)(保健所の事務所を含む。) 希望が丘子ども医療福祉センター 各食肉衛生検査所(2) 動物愛護センター 各子ども相談センター一時保護所(2) 女性相談センター一時保護所 わかあゆ学園 各特別支援学校寄宿舎(3) 計 18 |
| 14(旅客・接客・娯楽) | |
| 15(清掃・と畜場) | |

表9－6 検査対象特定機械等部局別設置状況 (令和7年4月1日現在)

| 機 関 名 | 設 置 機 械 数 | | | |
|------------|-----------|----|------|------|
| | ボイラー | 一圧 | ゴンドラ | クレーン |
| 1 知事部局 | | | | |
| 美術館 | | | | |
| 保健環境研究所 | | | | |
| 産業技術総合センター | | | 1 | |
| 食品科学研究所 | | 1 | | |
| 森林研究所 | | 1 | | |
| 森林文化アカデミー | | 1 | | |
| 岐阜土木事務所 | | 1 | | |
| 計 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 2 教育委員会 | | | | |
| 不破高等学校 | | | | |
| 加茂農林高等学校 | | | 1 | |
| 恵那農業高等学校 | | | 2 | |
| 坂下高等学校 | | 1 | | |
| 飛騨神岡高等学校 | 1 | | | |
| 計 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 県 計 | 4 | 6 | 1 | 3 |

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

【一部改正】 令和6年8月1日 人事委員会規則第10号（公布日施行）
・組織改正に伴う所要の規定整備

【一部改正】 令和6年12月20日 人事委員会規則第13号（令和7年4月1日施行）
・給与から控除する互助団体納入金（第8条の2）の変更等

【一部改正】 令和6年12月26日 人事委員会規則第14号（公布日施行）
・勤勉手当の改正（令和6年12月1日適用）
・初任給調整手当の改正（令和6年4月1日適用）

【一部改正】 令和7年1月28日 人事委員会規則第1号（令和7年4月1日施行）
・教員の働き方改革に係る変形労働時間制の導入、年次休暇の取得期間の変更に伴う所要の規定整備

【一部改正】 令和7年3月25日 人事委員会規則第5号（令和7年4月1日施行）
・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う所要の規定整備
・看護休暇の見直し

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第9号（公布日施行）
・期末手当及び勤勉手当を受ける職員及び加算割合の改正
・特殊勤務手当の改正
・管理職手当、へき地手当の改正

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第16号（公布日施行）
・扶養手当の改正
・地域手当の改正
・管理職員特別勤務手当の改正
・勤勉手当の改正
・定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当の改定
・任期付研究員及び特定任期付職員関係の改定
・寒冷地手当の改正

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

【一部改正】 令和6年8月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）
・級別職務表の改正

【一部改正】 令和7年3月28日 人事委員会規則第7号（令和7年4月1日施行）
・級別職務表の改正

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第12号（公布日施行）
・経験年数換算表の改正
・修学年数調整表の改正
・昇格時号給対応表の改正

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第13号（公布日施行）
・級別職務表の改正
・初任給基準表の改正

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

改正なし

○岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

改正なし

○職員の任用に関する規則

【一部改正】 令和6年8月1日 人事委員会規則第9号（公布日施行）

- 組織改正等に伴う職の新設（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

| 任命権者 | 職員の職 | 新設する職 |
|------|------|--------------------|
| 知事 | 本庁課長 | 環境対策推進企画監 私学振興監 |

【一部改正】 令和7年3月28日 人事委員会規則第6号（令和7年4月1日施行。ただし、別表行政職の表警察本部長の項本庁次長の欄の改正規定及び別表公安職の表警察本部長の項本部部長の欄の改正規定は、公布日施行）

- 組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（警察本部関係）

行政職

| 任命権者 | 職員の職 | 新設する職 | 廃止する職 |
|-------|------------|-----------------------|-------|
| 警察本部長 | 本庁次長 | 総務室長 | 本部参事官 |
| | 本庁課長 補佐 | 本部センター長補佐 警察航空隊副隊長 | |

公安職

| 任命権者 | 職員の職 | 新設する職 | 廃止する職 |
|-------|------------|--|---------------------|
| 警察本部長 | 本部部長 | | 総務室長 |
| | 本部課長 | 本部センター長 機動捜査隊長 交通機動隊長 本部副センター長 | 捜査支援室長 自動車警ら隊副隊長 |
| | 本部課長 補佐 | 本部センター長補佐 機動捜査隊副隊長 交通機動隊副隊長 総務監察指導官 | 警察航空隊副隊長 特命指導官 |

【文言を修正する職】

公安職

| 任命権者 | 職員の職 | 新 | 旧 |
|-------|------------|--------|-----------------------|
| 警察本部長 | 本部課長 補佐 | 本部隊副隊長 | 本部隊副隊長（自動車警ら隊副隊長を除く。） |

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第8号（公布日施行）

- 組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

| 任命権者 | 職員の職 | 新設する職 | 廃止する職 |
|------|------|-------|-------|
|------|------|-------|-------|

| | | | |
|-----|------|--|--|
| 知 事 | 本庁課長 | 財政企画監 エネルギー企画監 子育て支援企画監 冬季国スポ推進監 地域調整監 まちづくり企画監 | 行幸啓企画監 建築企画監 整備管理監 文化事業推進監 広報県民運動推進監 地域推進監 事業推進監 全国障害者芸術・文化祭推進監 全国高等学校総合文化祭推進監 献血運動推進監 男女共同参画推進監 エネルギー対策監 |
|-----|------|--|--|

【文言を修正する職】

| 任命権者 | 職員の職 | 新 | 旧 |
|------|------|--------------------------|-----------------------------------|
| 知 事 | 本庁課長 | 岐阜県子育て人材支援センター長 立地支援監 | 岐阜県保育士・保育所支援センター長 サテライトオフィス推進監 |

○岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則

改正なし

○岐阜県職員等旅費条例施行規則

【一部改正】 令和7年3月18日 人事委員会規則第3号（令和7年4月1日施行）
 ・一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う内国旅行甲地方の範囲にかかる所要の規定整備

○不利益処分についての審査請求に関する規則

【一部改正】 令和7年3月18日 人事委員会規則第4号（令和7年4月1日施行）
 ・ファクシミリによる書面の提出及び送付の廃止

○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則

改正なし

○岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第14号（公布日施行）
 ・新たに職員を派遣する団体の追加に伴う所要の規定整備

○管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和6年8月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）
 ・組織改正等に伴う職の新設
 別表第2 知事部局関係

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------|---|-------|---------------------------------|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 共 通 | 略 | 共 通 | 略 |
| 本 庁 | 略 、環境対策推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監、私学振興監、略 | 本 庁 | 略 、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監、略 |

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第10号（公布日施行）

・別表第2の改正

別表第2 知事部局関係

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------|---|--|---|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 共 通 | 略 | 共 通 | 略 |
| 本 庁 | <p>理事、会計管理者、部長、参与、秘書広報統括監、部内局長、次長、副局長、出納事務局長、岐阜地域総括監_____、岐阜地域危機管理監、<u>ねんりんピック推進事務局長</u>_____、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、<u>水産振興企画監</u>、岐阜地域産業労働室長_____、室長、管理調整監_____、広聴監、<u>財政企画監</u>、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監_____、認定審査監、岐阜地域連携監_____</p> <p>_____、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監_____、救急支援監、生物多様性企画監、<u>エネルギー企画監</u>、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監_____</p> <p>_____、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、こころの健康推進監、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監_____、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者</p> | <p>理事、会計管理者、部長、参与、秘書広報統括監、部内局長、次長、副局長、出納事務局長、岐阜地域総括監、<u>ねんりんピック推進事務局長</u>、岐阜地域危機管理監、<u>文化祭推進事務局長</u>、<u>文化祭推進事務局次長</u>、土木技監、参事、課長、総務事務センター長_____、岐阜地域産業労働室長、<u>水産振興企画監</u>、室長、管理調整監、<u>行幸啓企画監</u>、広聴監_____、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監、建築企画監、認定審査監、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、<u>ねんりんピック推進事務局次長</u>、<u>レクリエーション・健康づくり推進監</u>、学校連携企画監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、<u>整備管理監</u>、救急支援監、生物多様性企画監_____、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監、<u>私学振興監</u>、<u>芸術文化企画監</u>、<u>文化事業推進監</u>、<u>文化交流推進監</u>、<u>伝統技術支援監</u>、<u>広報県民運動推進監</u>、<u>地域推進監</u>、<u>事業推進監</u>、<u>全国障害者芸術・文化祭推進監</u>、<u>全国高等学校総合文化祭推進監</u>、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、こころの健康推進監、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、<u>献血運動推進監</u>、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者</p> | |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-------|---|-------|---|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| | <p>指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監</p> <p>、こども政策調整監、<u>子育て支援企画監</u>、<u>岐阜県子育て人材支援センター長</u>、<u>児童虐待対策監</u>、<u>私学振興監</u>、<u>男女共同参画・女性の活躍支援センター長</u>、<u>経営支援対策監</u>、<u>障がい者就労推進監</u>、<u>人材確保対策監</u>、<u>中小企業総合人材確保センター長</u>、<u>中小企業総合人材確保センター副センター長</u>、<u>立地支援監</u></p> <p>、<u>航空宇宙・ドローン産業連携監</u>、<u>販路開拓推進監</u>、<u>観光誘客企画監</u>、<u>国際連携推進監</u>、<u>芸術文化企画監</u>、<u>文化交流推進監</u>、<u>伝統技術支援監</u>、<u>スポーツ施設企画監</u>、<u>スポーツ誘致推進監</u>、<u>冬季国スポ推進監</u>、<u>ねんりんピック推進事務局次長</u>、<u>レクリエーション・健康づくり推進監</u>、<u>学校連携企画監</u>、<u>地域調整監</u>、<u>技術総括監</u>、<u>農業研究企画監</u>、<u>検査監</u>、<u>競馬監督監</u>、<u>販売戦略企画監</u>、<u>技術指導監</u>、<u>花き・農業環境対策監</u>、<u>花と緑の振興センター長</u>、<u>畜産指導監</u>、<u>家畜防疫企画監</u>、<u>家畜防疫対策監</u>、<u>C S F 対策・養豚業再生支援センター長</u>、<u>山地災害対策監</u>、<u>建設技術企画監</u>、<u>建設業企画監</u>、<u>幹線道路企画監</u>、<u>道路管理企画監</u>、<u>技術管理監</u>、<u>土砂災害対策監</u>、<u>まちづくり企画監</u>、<u>鉄道高架推進企画監</u>、<u>流域下水道経営企画監</u>、<u>宅地建物取引業対策監</u>、<u>建築物地震対策推進企画監</u>、<u>建築構造審査監</u>、<u>盛土対策調整監</u>、<u>入札執行管理監</u>、<u>設備管理監</u>、<u>ぎふ建築担い手育成支援センター長</u>、<u>住宅活用推進監</u>、<u>県営水道経営企画監</u>、<u>県営水道災害対策監</u>、<u>ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監</u>、<u>緑化祭推進監</u>、<u>会場整備監</u>、<u>財務会計システム開発企画監</u>、<u>出納審査監</u>、<u>地域出納審査監</u>、<u>秘書課の課長補佐</u>、<u>係長及び主査</u>、<u>財政課の課長補佐</u>、<u>係長</u>、<u>主査及び主任</u>、<u>人事課</u></p> | | <p>指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、<u>男女共同参画推進監</u>、<u>男女共同参画・女性の活躍支援センター長</u>、<u>こども政策調整監</u>、<u>岐阜県保育士・保育所支援センター長</u></p> <p>、<u>児童虐待対策監</u>、<u>エネルギー対策監</u></p> <p>、<u>経営支援対策監</u>、<u>障がい者就労推進監</u>、<u>人材確保対策監</u>、<u>中小企業総合人材確保センター長</u>、<u>中小企業総合人材確保センター副センター長</u>、<u>サテライトオフィス推進監</u>、<u>航空宇宙・ドローン産業連携監</u>、<u>販路開拓推進監</u>、<u>観光誘客企画監</u>、<u>国際連携推進監</u></p> <p>、<u>技術総括監</u>、<u>農業研究企画監</u>、<u>検査監</u>、<u>競馬監督監</u>、<u>販売戦略企画監</u>、<u>技術指導監</u>、<u>花き・農業環境対策監</u>、<u>花と緑の振興センター長</u>、<u>畜産指導監</u>、<u>家畜防疫企画監</u>、<u>家畜防疫対策監</u>、<u>C S F 対策・養豚業再生支援センター長</u>、<u>山地災害対策監</u>、<u>建設技術企画監</u>、<u>建設業企画監</u>、<u>幹線道路企画監</u>、<u>道路管理企画監</u>、<u>技術管理監</u>、<u>土砂災害対策監</u></p> <p>、<u>鉄道高架推進企画監</u>、<u>流域下水道経営企画監</u>、<u>宅地建物取引業対策監</u>、<u>建築物地震対策推進企画監</u>、<u>建築構造審査監</u>、<u>盛土対策調整監</u>、<u>入札執行管理監</u>、<u>設備管理監</u>、<u>ぎふ建築担い手育成支援センター長</u>、<u>住宅活用推進監</u>、<u>県営水道経営企画監</u>、<u>県営水道災害対策監</u>、<u>ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監</u>、<u>緑化祭推進監</u>、<u>会場整備監</u>、<u>財務会計システム開発企画監</u>、<u>出納審査監</u>、<u>地域出納審査監</u>、<u>秘書課の課長補佐</u>、<u>係長及び主査</u>、<u>財政課の課長補佐</u>、<u>係長</u>、<u>主査及び主任</u>、<u>人事課</u></p> |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-----------|---|-----------|--|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| | <p>の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、<u>総合政策課</u></p> <p>の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)並びに<u>総合政策課</u></p> <p>、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、<u>子ども・女性政策課</u>、商工労働政策課、観光文化スポーツ政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)及び<u>政策企画</u>の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)</p> | | <p>の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、<u>清流の国づくり政策課</u></p> <p>の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)並びに<u>清流の国づくり政策課</u>、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、<u>商工・エネルギー政策課</u>、観光国際政策課</p> <p>、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)並びに<u>政策企画</u>の事務を担当する係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査)</p> |
| | | | |
| 保健所 | 所長、副所長、課長 | 保健所 | 所長、副所長、課長 <u>(保健所の事務所の課長を除く。)</u> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 子ども相談センター | 所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、判定課長、家庭支援課長(西濃子ども相談センター)及び飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。) | 子ども相談センター | 所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、判定課長、家庭支援課長(西濃子ども相談センター)、 <u>中濃子ども相談センター</u> 及び飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。) |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-----------------|--|-----------------|---|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 家畜保健衛生所 | 所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長 (東濃家畜保健衛生所 の保健衛生課長を除く。) | 家畜保健衛生所 | 所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長 (中央家畜保健衛生所、東濃家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。) |
| 土木事務所 | 所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監 | 土木事務所 | 所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監(下呂土木事務所の道路調整監を除く。) |
| | | | |
| | | 消防学校 | 校長 |
| | | | |
| 東京事務所 | 略 | 東京事務所 | 略 |
| 消防学校 | 校長 | | |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| | | 美術館 | 副館長、館長、課長 |
| | | 現代陶芸美術館 | 副館長、館長 |
| | | 図書館 | 館長、副館長、課長 |
| | | 博物館 | 館長、副館長、部長 |
| | | 高山陣屋管理事務所 | 所長 |
| | | 文化財保護センター | 所長、総務課長 |
| | | | |
| 希望が丘こども医療福祉センター | 所長、副所長、事務局長、部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長、課長、室長、主任医長 | 希望が丘こども医療福祉センター | 所長、副所長、事務局長、部長、発達精神医学研究所長、児童発達支援センター長、課長、室長 |
| | | | |
| 食肉衛生検査所 | 所長、食肉検査監、総務課長、 <u>食肉検査課長</u> | 食肉衛生検査所 | 所長、食肉検査監、総務課長 |
| | | | |
| 女性相談支援センター | 所長 | 女性相談支援センター | 所長、副所長 |
| | | | |

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|------------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 旅券センター | 略 | 旅券センター | 略 |
| 美術館 | 副館長、部長、課長 | | |
| 現代陶芸美 術館 | 副館長、部長 | | |
| 図書館 | 館長、副館長、課長 | | |
| 博物館 | 館長、副館長、部長 | | |
| 高山陣屋管 理事務所 | 所長 | | |
| 文化財保護 センター | 所長、総務課長 | | |
| 農業大学校 | 校長、副校長、 <u>課長（教務課長を除く。）</u> | 農業大学校 | 校長、副校長、 <u>総務課長</u> |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 東海環状自 動車道事務 所 | 所長、 <u>課長</u> | 東海環状自 動車道事務 所 | 所長 |
| 長良川上流 河川開発工 事事務所 | 所長、 <u>総務課長</u> | 長良川上流 河川開発工 事事務所 | 所長 |
| 宮川上流河 川開発工事 事務所 | 所長、 <u>総務課長</u> | 宮川上流河 川開発工事 事務所 | 所長 |
| 岐阜駅周辺 鉄道高架工 事事務所 | 所長、副所長、 <u>課長</u> | 岐阜駅周辺 鉄道高架工 事事務所 | 所長、副所長、 <u>推進課長</u> |
| | | | |

別表第3 教育委員会関係

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---------|--|---------|--|
| 機 関 | 職 | 機 関 | 職 |
| 共 通 | 略 | 共 通 | 略 |
| 事務局 本 庁 | 副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、 <u>管理免許係長</u> 並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課 | 事務局 本 庁 | 副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、 <u>免許係長</u> 並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課 |

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------|--|---|-----------|--|---|
| 機 関 | | 職 | 機 関 | | 職 |
| | | 長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事 | | | 長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事 |
| 教育事務所 | | 略 | 教育事務所 | | 略 |
| | | | | | |
| 国際園芸アカデミー | | 学長、副学長、 <u>総務課長</u> | 国際園芸アカデミー | | 学長、副学長 |
| 森林文化アカデミー | | 略 | 森林文化アカデミー | | 略 |

○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和7年4月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）

- ・組織の変更等に伴う別表の改正

○岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則

【一部改正】 令和7年1月28日 人事委員会規則第2号（令和7年4月1日施行）

- ・教員の働き方改革にかかる変形労働時間制の導入に伴う所要の規定整備

人事委員会年報（業務白書）（令和6年度）

令和7年10月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8235

FAX 058-278-2826

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3665.html>

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp